３－１　配備体制

令和６年４月１日現在

<table>
<tr><th>配備体制</th><th>適用基準</th><th colspan="3">参集職員</th></tr>
<tr><td rowspan="10">災害警戒本部（情報収集・準備）
第１配備体制</td><td rowspan="10">○気象警報発表時
○震度４の地震が発生したとき
○台風等の発生により被害が予想されるとき
○小規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき
○その他市長が認めたとき</td><td rowspan="3">総合政策部長
（指揮）</td><td>危機管理課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>政策推進課</td><td rowspan="2">待機当番班</td></tr>
<tr><td>情報政策課</td></tr>
<tr><td>経営管理部</td><td>総務課</td><td>待機当番班</td></tr>
<tr><td>保健福祉部</td><td>福祉課</td><td>社会福祉係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市民生活部</td><td>湯津上支所長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>黒羽支所長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>水道局</td><td>上下水道課</td><td>当番職員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建設部</td><td>道路課</td><td rowspan="3">待機当番班</td></tr>
<tr><td>都市計画課</td></tr>
<tr><td>建築住宅課</td></tr>
<tr><td rowspan="22">災害警戒本部（警戒）
第２配備体制</td><td rowspan="22">○震度５（弱・強）の地震発生時
○市内における大規模火災発生時
○中規模災害の発生又は発生が予想されるとき
○その他市長が認めたとき</td><td colspan="3">副市長（指揮）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">総合政策部長</td><td>政策推進課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>情報政策課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>危機管理課</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>経営管理部長</td><td>総務課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保健福祉部長</td><td>健康政策課長</td><td>健康政策係</td></tr>
<tr><td>福祉課長</td><td>社会福祉係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市民生活部長</td><td>生活環境課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>湯津上支所長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>黒羽支所長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業文化部長</td><td>農政課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>農林整備課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>商工観光課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建設部長</td><td>道路課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>都市計画課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>建築住宅課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>水道局長</td><td>上下水道課長</td><td>全職員</td></tr>
<tr><td>監査委員事務局長</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>議会事務局長</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教育部長</td><td>教育総務課長</td><td>全職員
（給食センターを除く）</td></tr>
<tr><td>第３配備体制
災害対策本部</td><td>○震度６弱以上の地震発生時
○特別警報発表時
○大規模火災で多数の死傷者等発生時
○市内に災害救助法が適用されたとき
○大規模災害の発生又は発生が予想されるとき
○その他市長が認めたとき</td><td colspan="3">市長（指揮）
災害対策本部に関係する全職員

※大田原市地域防災計画資料編３－４「大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」参照</td></tr>
</table>

災害警戒本部（第１配備体制　情報収集・準備）

① 気象警報が発表されたとき
② 震度４の地震が発生したとき
③ 台風等の発生により被害が予想されるとき
④ 小規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき
⑤ その他市長が必要と認めたとき

【体制】

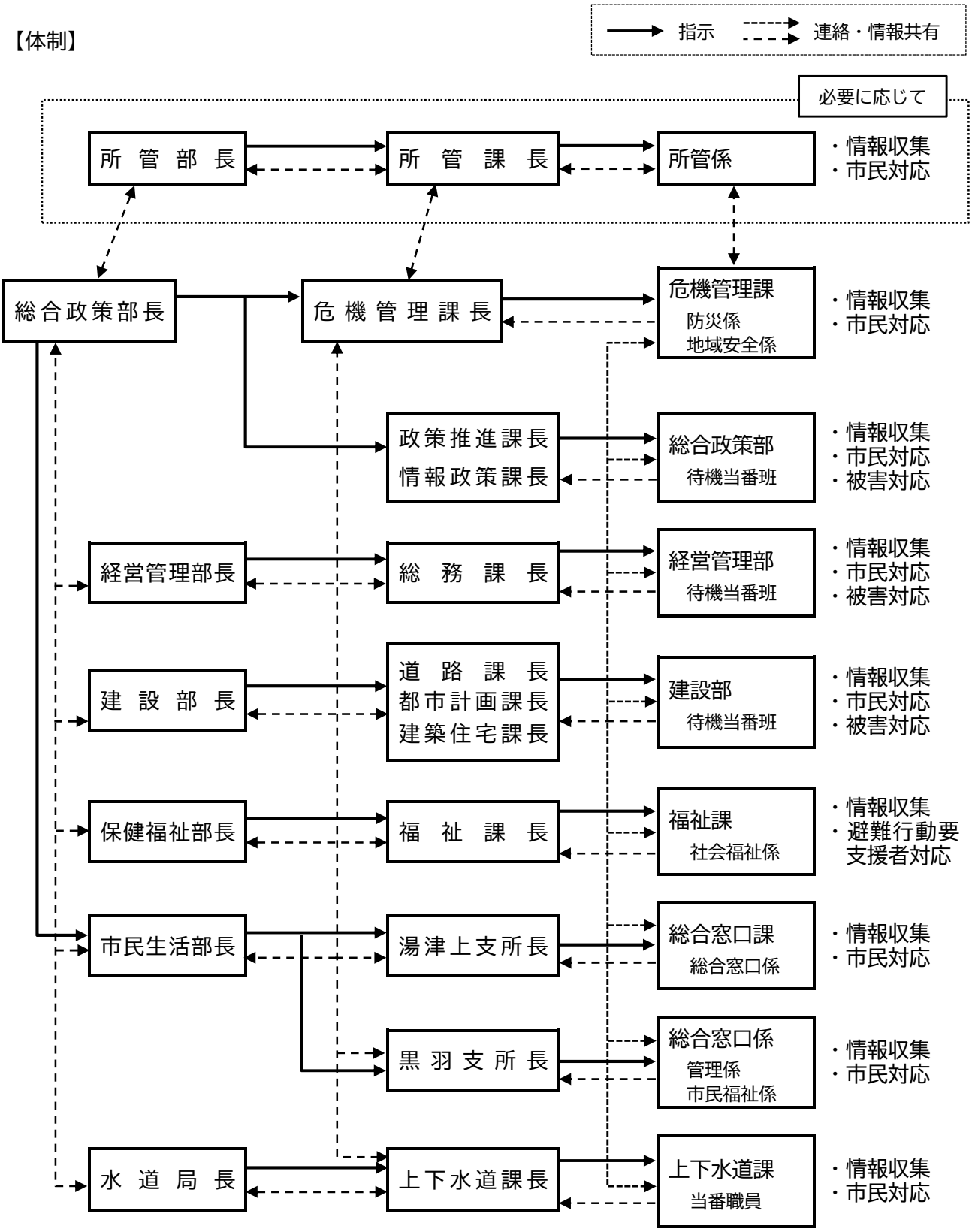

災害警戒本部（第２配備体制　警戒）

①　震度５（弱・強）の地震が発生したとき　　②　市内に大規模火災が発生したとき

③　中規模災害の発生が予想されるとき　　④　その他市長が必要と認めるとき

【体制】

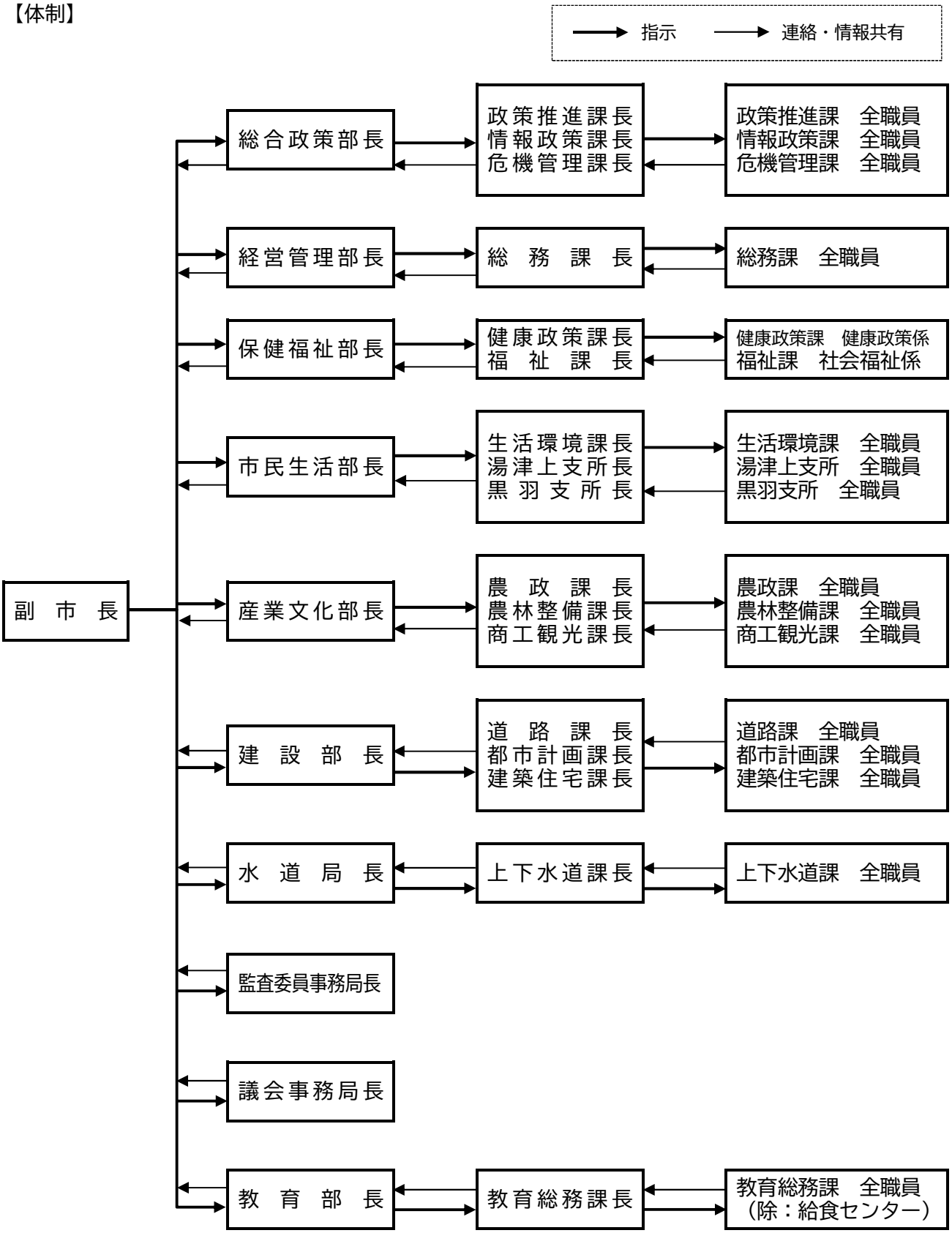

第３配備（災害対策本部　災害対応）

①　震度６弱以上の地震が発生したとき

②　特別警報が発表されたとき

③　大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき

④　市内に災害救助法が適用されたとき

⑤　大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき

⑥　その他市長が必要と認めたとき

３－２　大田原市災害警戒本部設置要綱

令和６年３月 29 日告示第 89 号

大田原市災害警戒本部設置要綱

大田原市災害警戒本部設置要綱（平成 19 年告示第７号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内において災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合において、大田原市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 25 号）に規定する大田原市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するに至るまでの措置及び対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を迅速かつ的確に行うため、大田原市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（警戒本部の体制）

第２条　警戒本部の体制は、第１配備体制及び第２配備体制とする。

（第１配備体制）

第３条　第１配備体制を発令する基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）　気象に関する警報が発表されたとき。

（２）　震度４の地震が発生したとき。

（３）　台風等の発生により被害が予想されるとき。

（４）　小規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

（５）　その他必要と認めるとき。

２　第１配備体制の警戒本部の本部長（以下この条において「本部長」という。）は総合政策部長を、副本部長（以下次項において「副本部長」という。）は総合政策部危機管理課長をもって充て、発令初期において配備する職員は、副本部長並びに総合政策部危機管理課、市民生活部湯津上支所及び黒羽支所に所属する職員とする。

３　副本部長は、前項に規定する者のみでは対応することが困難であると認めるときは、本部長並びに総合政策部、経営管理部及び建設部の待機当番に指定されている職員、水道局の当番職員及び保健福祉部福祉課に所属する職員（社会福祉係に限る。）を配備するものとする。

４　第１配備体制の所掌する業務は、災害情報の収集、被害状況の把握、栃木県との連絡調整、災害応急対策その他必要な災害対策に関するものとする。

５　第１配備体制は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散するものとする。

（１）　災害による被害が発生するおそれがなくなったと本部長が認めるとき。

（２）　災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるとき。

（３）　第２配備体制に移行したとき。

（第２配備体制）

第４条　第２配備体制を発令する基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）　震度５弱又は５強の地震が発生したとき。

（２）　大規模火災が発生したとき。

（３）　中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

（４）　その他必要と認めるとき。

２　第２配備体制の警戒本部の本部長（以下「本部長」という。）は総合政策部の事務を担当する副市長を、副本部長（以下「副本部長」という。）は総合政策部長を、本部員は経営管理部長、保健福祉部

長、市民生活部長、産業文化部長、建設部長、水道局長、議会事務局長、監査委員事務局長及び教育部長をもって充てる。
３　第２配備体制の発令に伴い配備する職員は、市長が別に定める。
４　第２配備体制の所掌する業務は、次に掲げるとおりとする。
（１）　対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
（２）　対策本部の設置に関すること。
（３）　災害応急対策の実施に関すること。
（４）　その他必要な災害対策に関すること。
５　第２配備体制は、次の各号のいずれかに該当する場合に解散するものとする。
（１）　被害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めるとき。
（２）　災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めるとき。
（３）　対策本部が設置されたとき。
（警戒本部会議）
第５条　警戒本部に本部会議を置く（第１配備体制を除く。）。
２　本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
３　本部長は、本部会議で協議し、又は決定した重要な事項について、市長に遅滞なく報告するものとする。
４　本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員を本部会議に出席させることができる。
（庶務）
第６条　警戒本部の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。
（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

３－３　大田原市災害対策本部条例

（昭和３８年7月２６日条例第２５号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２３条の２第８項の規定に基づき、大田原市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

[災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２３条の２第８項]

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成８年６月２７日条例第７号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成２４年９月２８日条例第３１号)

この条例は、公布の日から施行する。

３－４　大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

（平成１９年１月３１日告示第８号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、大田原市災害対策本部条例（昭和38年条例第25号。以下「本部条例」という。）第４条の規定による大田原市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　本部は、次に掲げる場合に設置する。

（１）　震度６弱以上の地震が発生したとき。

（２）　特別警報が発表されたとき。

（３）　大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき。

（４）　市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたとき。

（５）　大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

２　本部は、大田原市本庁舎内又は市長の指定する場所に置く。

（組織）

第３条　本部条例第２条第２項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

２　本部条例第２条第３項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、大田原市行政組織条例（平成17年条例第69号）に規定する部の長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育部長及び消防団長をもって充てる。

３　前２項に定めるもののほか、本部にその他の職員を置き、大田原市行政組織規則（平成17年規則第26号）に規定する課等に勤務する職員並びに水道事業、下水道事業、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局に勤務する職員をもって充てる。

（本部会議）

第４条　本部に本部会議を置く。

２　本部会議は、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、及びその実施を推進する。

３　本部会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員で構成する。

４　本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

５　本部会議に次に掲げる機関の職員の出席を求めることができる。

（１）　陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊

（２）　那須地区消防組合

（３）　大田原警察署

（４）　ライフライン等関係機関

（部の組織及び分担業務）

第５条　本部条例第３条第１項に規定する部は、別表第１部の欄に掲げるものとし、部にそれぞれ同表班の欄に掲げる班を置く。

２　班に班長及び班員を置く。

３　本部条例第３条第３項に規定する部長及び前項に規定する班長は別表第１部の欄及び班の欄に掲げる者を、班員は班長の所属する組織に勤務する職員をもって充てる。

４　部及び班の分担業務は、別表第１分担業務の欄に掲げるもののほか、法令で定めるところにより所掌する業務のうち、災害応急対策の実施に関し必要なものとする。
５　部及び班は、その分担業務を遂行するに当たっては相互に協力し、他の部及び班と緊密な連絡のもとに災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
（事務局）
第６条　本部に事務局を置く。
２　事務局に事務局長、事務局次長、事務局員及び本部連絡員を置き、別表第２職の欄に掲げる者を充て、その所掌する事務は同表職務の欄に掲げるとおりとする。
３　事務局に総務班、情報班、物資班を置き、その構成及び分担業務は別表第３のとおりとし、各班の班長は事務局長が指名するものとする。
（事務局会議）
第７条　事務局に事務局会議を置き、事務局長、事務局次長及び事務局員で構成する。
２　事務局会議は、事務局長が主宰し、次の事項について協議する。
（１）　本部の運営及び本部会議に関すること。
（２）　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
（３）　本部内の連絡調整及び、県、他市町、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。
（４）　災害広報に関すること。
（５）　自衛隊の派遣要請に関すること。
（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
３　事務局会議の庶務は総務班が処理する。
（連絡員）
第８条　各部の各班に連絡員を置く。
２　連絡員は、班長の指名する者を充て、次の業務を行う。
（１）　第10条に定める動員の班員への伝達に関すること。
（２）　所属部と班との連絡調整に関すること。
（本部の体制）
第９条　本部は、全組織を挙げて災害応急対策を実施する体制をとる。
２　本部の部に所属する職員の編成は、部長があらかじめ定めるものとする。
３　部長は、本部長から本部を設置する旨の指令が発せられた場合において、災害の態様により、その所掌する業務に関し、特別の措置を講ずる必要がないと認めるときは、事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の体制を変更し、又は解除することができる。
（動員）
第10条　前条の本部を設置する旨の指令が発せられたときは、部長は当該部に所属する職員を動員する。
２　前項の動員の伝達は、総務班が本部連絡員及び班連絡員を通じて、次の系統図により行う。

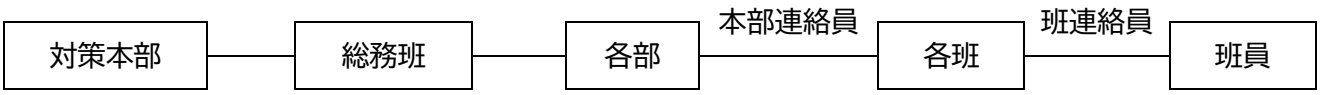

３　前項の伝達は、勤務時間内にあっては庁内放送、電話等により、休日等勤務時間外にあっては電話等により行う。
４　休日等勤務時間外における伝達の体制については、部ごとに具体的に連絡系統を定めておくものと

する。
（職員の参集）
第11条　職員は、休日等勤務時間外において市内に震度６弱以上の地震が発生したことを知ったとき又は前条の伝達を受けたときは、速やかに所属する本部に参集し、災害応急対策業務に従事しなければならない。
２　前項の場合において、災害の状況により、所属する本部に参集できないときは、最寄りの支所に参集することができる。
（解散）
第12条　本部は、次の場合に解散する。
（１）　災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。
（２）　災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
（委任）
第13条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　平成23年３月11日発生の東北地方太平洋沖地震により被災した本庁舎の復興再整備が完了するまでの間、第２条第２項中「本庁舎内」とあるのは、「庁舎内」に読み替えるものとする。
附　則（平成20年３月28日告示第36号）
この要綱は、平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成21年３月31日告示第52号）
この要綱は、平成21年４月１日から施行する。
附　則（平成22年３月31日告示第34号）
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
附　則（平成23年３月31日告示第30号）
この要綱は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成23年10月28日告示第99号）
この要綱は、平成23年11月１日から施行する。
附　則（平成24年３月28日告示第45号）
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成24年６月29日告示第101号）
この要綱は、告示の日から施行し、平成24年５月１日から適用する。ただし、第２条及び第４条の規定中「水道庁舎」の部分に関しては、平成24年５月７日から適用する。
附　則（平成25年３月29日告示第66号）
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
附　則（平成27年３月31日告示第50号）
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成27年８月31日告示第108号）
この要綱は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（平成28年１月29日告示第16号）
この要綱は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成28年５月31日告示第84号）
この要綱は、平成28年７月１日から施行する。
附　則（平成30年６月22日告示第76号）
この要綱は、告示の日から施行する。
附　則（平成30年12月28日告示第142号）
この要綱は、平成31年１月４日から施行する。
附　則（平成31年３月29日告示第63号）
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。
附　則（令和２年３月31日告示第63号）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和３年２月26日告示第９号）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和４年３月31日告示第22号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和４年７月１日告示第103号）
この要綱は、告示の日から施行する。
附　則（令和５年３月31日告示第49号）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和６年３月29日告示第54号）
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）　　部及び班の組織並びに分担業務

部	班	分担業務
総合政策部 （総合政策部長）	政策推進班 （政策推進課長）	１　災害対策本部事務局業務に関すること。 ２　各部及び部内各班との連絡調整及び活動状況の取りまとめに関すること。 ３　総合政策部内の連絡調整に関すること。 ４　国・県等関係機関との連絡調整に関すること。 ５　国際医療福祉大学との連絡調整に関すること。 ６　自治会との連絡調整に関すること。 ７　寄附金に関すること。 ８　危機管理班への協力に関すること。 ９　災害対策本部長の秘書に関すること。 10　災害見舞視察者に関すること。 11　その他災害対策本部長の命ずること。
	情報政策班 （情報政策課長）	１　災害時の情報通信ネットワークシステムの運用管理に関すること。 ２　災害情報の収集及び被害状況報告に関すること。

部	班	分担業務
		３　災害広報など市民への情報発信に関すること。 ４　報道機関との連絡に関すること。 ５　災害現場の写真の収集及び記録に関すること。 ６　危機管理班への協力に関すること。
	危機管理班 （危機管理課長）	１　災害対策本部事務局業務に関すること。 ２　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 ３　災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 ４　災害対策本部内の連絡調整に関すること。 ５　国・県等関係機関との連絡調整に関すること。 ６　消防機関及び警察署等防災関係機関との連絡調整に関すること。 ７　国及び自衛隊への派遣要請に関すること。 ８　県・他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。 ９　災害情報の収集及び被害状況報告に関すること。 10　避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。 11　防災行政無線システムの操作に関すること。 12　記録の編集保存に関すること。 13　防犯に関すること。 14　交通安全の保持に関すること。 15　災害対策職員の動員及び調整に関すること。 16　災害関係文書、物品の収受、配布及び発送に関すること。 17　災害救助法に関すること。 18　被災者再建支援に関すること。 19　義援金の受入れ又は配分に関すること。 20　被災申出証明書の発行に関すること。 21　放射性物質汚染対策に関すること。 22　災害に関する総合窓口に関すること。 23　他の主管に属さないこと。
経営管理部 （経営管理部長）	総務班 （総務課長）	１　災害対策本部事務局業務に関すること。 ２　経営管理部内の連絡調整に関すること。 ３　業務継続計画に関すること。 ４　災害関係文書、物品の収受、配布及び発送に関すること。 ５　災害対策職員の動員及び調整に関すること。 ６　職員の罹災状況の把握に関すること。 ７　職員の福利厚生に関すること。 ８　災害時の本庁舎、各別館及び普通財産の管理及び被害状況の報告に関すること。 ９　車両の配車及び借上げに関すること。

部	班	分担業務
		10　庁内の電力及び電話に関すること。 11　その他災害対策本部長の命ずること。
	財政班 （財政課長）	1　緊急予算の編成及び資金調達に関すること。 2　災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関すること。 3　各班への協力に関すること。
	税務班 （税務課長）	1　市税の減免その他災害時の税制に関すること。 2　市税の納税証明に関すること。 3　固定資産の被害調査に関すること。 4　大田原県税事務所との連絡調整に関すること。 5　罹災証明書の発行に関すること。 6　被災者に対する介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収猶予に関すること。 7　被災者に対する納税相談に関すること。 8　避難所開設への協力に関すること。 9　各班への協力に関すること。
保健福祉部 （保健福祉部長）	健康政策班 （健康政策課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　保健福祉部内の連絡調整に関すること。 3　大田原地区医師会との連絡調整に関すること。 4　県北健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 5　感染症患者の移送収容の連携及び協力に関すること。 6　被災住民及び避難住民の保健指導に関すること。 7　医薬品及び衛生材料に関すること。 8　避難所開設への協力に関すること。 9　医療施設の被害等状況調査及び報告に関すること。 10　災害による消毒が必要な床上及び床下浸水家屋の薬剤散布に関すること。 11　防疫薬剤の調達に関すること。 12　その他災害対策本部長の命ずること。
	福祉班 （福祉課長）	1　避難行動要支援者に対する支援に関すること。 2　ボランティアの受入れ及び活用に関すること。 3　社会福祉協議会との連携に関すること。 4　義援金品の受入れ及び配分に関すること。 5　災害見舞金に関すること。 6　被災者に対する生活保護法の適用に関すること。 7　障害者福祉施設及び障害児福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること。 8　被災心身障害者及び被災心身障害児の保護に関すること。 9　避難所の開設及び運営に関すること。 10　県北健康福祉センターとの連絡調整に関すること。

部	班	分担業務
		11　被災者に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律の適用に関すること。 12　各班への協力に関すること。
	こども支援班 （こども支援課長）	1　被災児童の保護に関すること。 2　被災者に対する児童扶養手当法の適用に関すること。 3　各班への協力に関すること。
	保育班 （保育課長）	1　保育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2　災害時の保育対策に関すること。 3　保育料の減免に関すること。 4　各班への協力に関すること。
	高齢者幸福班 （高齢者幸福課長）	1　避難行動要支援者に対する支援に関すること。 2　高齢者福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること。 3　被災地における要援護高齢者等の施設受入れに関すること。 4　介護保険施設及び居宅介護サービス事業所の被害状況調査及び報告に関すること。 5　被災者に対する介護保険料の減免に関すること。 6　被災者に対する介護保険利用者負担額減額及び免除に関すること。 7　避難所開設への協力に関すること。 8　各班への協力に関すること。
市民生活部 （市民生活部長）	国保年金班 （国保年金課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　市民生活部内の連絡調整に関すること。 3　被災者に対する国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免に関すること。 4　国民健康保険被保険者等の医療に関すること。 5　国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等の取扱い等に関すること。 6　大田原年金事務所との連絡調整に関すること。 7　被災者に対する国民年金保険料の免除に関すること。 8　災害時の国民年金給付事務に関すること。 9　その他災害対策本部長の命ずること。
	市民班 （市民課長）	1　在市外国人への対応に関すること。 2　各班への協力に関すること。
	生活環境班 （生活環境課長）	1　災害時の環境保全に関すること。 2　災害時の環境調査・報告及び災害対策に関すること。 3　災害廃棄物の置場設置及び処理に関すること。 4　災害時における清掃施設の管理に関すること。 5　被災地区の災害廃棄物処理に関すること。 6　被災地の動物の保護に関すること。

部	班	分担業務
		7　災害廃棄物に起因する害虫の防除及び災害廃棄物の消毒に関すること。 8　防疫薬剤の調達に関すること。 9　輸送機関との連絡に関すること。 10　輸送の安全確保に関すること。 11　被災者等の緊急輸送バス等に関すること。 12　遺体の埋火葬処理に関すること。
湯津上支所 （湯津上支所長）	総合窓口班 （総合窓口課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　支所内の連絡調整に関すること。 3　災害対策本部との連絡に関すること。 4　被害情報の収集に関すること。 5　災害時の湯津上支所の管理及び被害状況の報告に関すること。 6　消防分団との連絡活動に関すること。 7　避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。 8　被災住民及び避難住民の保健指導の連絡調整に関すること。 9　被災申出証明書（災害用）の発行に関すること。 10　防災行政無線システムの操作に関すること。 11　他の部との連絡調整に関すること
黒羽支所 （黒羽支所長）	総合窓口班 （総合窓口課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　支所内の連絡調整に関すること。 3　災害対策本部との連絡に関すること。 4　被害情報の収集に関すること。 5　災害時の黒羽支所、両郷出張所及び須賀川出張所の管理並びに被害状況の報告に関すること。 6　消防分団との連絡活動に関すること。 7　避難情報、警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。 8　被災住民及び避難住民の保健指導の連絡調整に関すること。 9　被災申出証明書（災害用）の発行に関すること。 10　防災行政無線システムの操作に関すること。 11　他の部との連絡調整に関すること。
産業文化部 （産業文化部長）	農政班 （農政課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　産業文化部内の連絡調整に関すること。 3　那須農業振興事務所等との連絡調整に関すること。 4　農業に係る被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 5　家畜、畜産関係の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。

部	班	分担業務
		6　営農資金に関すること。 7　その他災害対策本部長の命ずること。
	農林整備班 （農林整備課長）	1　那須農業振興事務所及び県北環境森林事務所等との連絡調整に関すること。 2　農林業に係る被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 3　民有林の被害調査・報告及び災害対策に関すること。 4　各班への協力に関すること。
	商工観光班 （商工観光課長）	1　商業、観光及び工業関係の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2　商業、観光、工業諸団体及び労働関係機関との連絡に関すること。 3　中小企業者の金融対策に関すること。 4　避難所開設への協力に関すること。 5　物品の受入及び調達に関すること。 6　各班への協力に関すること。
	文化振興班 （文化振興課長）	1　関係施設及び芸術作品等の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2　指定文化財等の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 3　避難所開設への協力に関すること。 4　各班への協力に関すること。
建設部 （建設部長）	道路班 （道路課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　建設部内の連絡調整に関すること。 3　道路施設等の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 4　道路施設等の障害物の除去に関すること。 5　避難路の確保に関すること。 6　道路施設等の応急復旧に関すること。 7　水防の協力に関すること。 8　災害対策に必要な土木業者、災害協定締結事業者等との連携に関すること。 9　大田原土木事務所との連絡調整に関すること。 10　交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関すること。 11　その他災害対策本部長の命ずること。
	都市計画班 （都市計画課長）	1　公園緑地及び公園施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2　都市復興計画に関すること。 3　災害対策における開発行為等の指導に関すること。 4　公園緑地における避難所開設への協力に関すること。 5　被災宅地危険度判定に関すること。

部	班	分担業務
	建築住宅班 （建築住宅課長）	1　市営住宅の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2　市営住宅の応急修理に関すること。 3　避難所その他応急仮設建物の建築に関すること 4　被災者に対する住宅相談に関すること。 5　被災建築物の応急危険度判定に関すること。
水道局 （水道局長）	上下水道班 （上下水道課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　水道施設及び下水道施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 3　水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること。 4　下水道管渠等の応急復旧に関すること。 5　緊急予算の編成に関すること。 6　物品及び金銭の出納及び保管に関すること。 7　大田原市管工事工業協同組合及び公認排水設備工事業者との連絡調整に関すること。 8　下水道管理事務所との連絡調整に関すること。 9　災害対策に必要な業者等との連絡調整に関すること。 10　水道料金及び下水道使用料等の減免に関すること。 11　被災者に対する公共下水道受益者負担金に関すること。 12　応急給水に関すること。 13　配水管、給水管その他水道施設の応急復旧に関すること。 14　中継ポンプ場、終末処理場等の保全並びに応急復旧に関すること。 15　その他水道の復旧に関すること。
教育委員会事務局 （教育部長）	教育総務班 （教育総務課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　教育委員会事務局内の連絡調整に関すること。 3　避難所開設への協力に関すること。 4　教育関係施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 5　教育関係災害復旧及び応急救助予算の要求に関すること。 6　その他災害対策本部長の命ずること。
	学校教育班 （学校教育課長）	1　児童生徒等の被災状況の把握に関すること。 2　学用品の給与に関すること。 3　学校教育の再開に関すること。 4　被災児童生徒の教育対策に関すること。

部	班	分担業務
	生涯学習班 （生涯学習課長）	1　社会教育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2　図書館の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 3　公民館施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 4　避難所開設への協力に関すること。 5　各班への協力に関すること。
	スポーツ振興班 （スポーツ振興課長）	1　体育施設の被害状況調査・報告及び災害対策に関すること。 2　避難所開設への協力に関すること。 3　各班への協力に関すること
協力部 （議会事務局長） （監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長）	議事班 （議事課長）	1　災害対策本部事務局業務に関すること。 2　協力部内の連絡調整に関すること。 3　他市町村議会の視察調査に関すること。 4　電話、窓口等の対応に関すること。 5　記録の編集保存に関すること。 6　各班への協力に関すること。 7　その他災害対策本部長の命ずること。
	会計班 （会計管理者）	1　物品の調達に関すること。 2　支払等業務に関すること。 3　電話、窓口等の対応に関すること。 4　記録の編集保存に関すること。 5　各班への協力に関すること。
	監査委員事務局兼選挙管理委員会事務局班 （監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長）	1　電話、窓口等の対応に関すること。 2　記録の編集保存に関すること。 3　各班への協力に関すること。
	農業委員会事務局班 （農業委員会事務局長）	1　電話、窓口等の対応に関すること。 2　記録の編集保存に関すること。 3　各班への協力に関すること

部	班	分担業務
消防団 （消防団長）		1　消火活動及び救助活動に関すること。 2　土砂災害危険箇所、河川等の監視警戒に関すること。 3　水防に関すること。 4　避難勧告及び警戒区域、気象災害情報等の住民への周知に関すること。 5　行方不明者の捜索に関すること。

別表第２（第６条関係）　　事務局長等の職名、担当職及び職務

職	担　当　職	職　　務
事務局長	総合政策部長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	危機管理課長	事務局長を補佐し、事務局長不在時には、その職務を代理する。
事務局員	危機管理課防災係長 危機管理課地域安全係長 湯津上支所総合窓口課総合窓口係長 黒羽支所総合窓口課管理係長 政策推進課政策企画係長 総務課総務法規係長 健康政策課健康政策係長 国保年金課管理係長 農政課農政係長 道路課企画係長 教育総務課総務係長 議事課議事係長	災害応急対策に関し、災害対策本部と各部との調整事務を行う。
本部連絡員	危機管理課防災係 湯津上支所総合窓口課総合窓口係 黒羽支所総合窓口課管理係 政策推進課政策企画係 総務課総務法規係 健康政策課健康政策係 国保年金課管理係 農政課農政係 道路課企画係 教育総務課総務係 議事課議事係	１　第10条に定める動員の所属部班への伝達に関すること。 ２　所属部と本部事務局との連絡調整に関すること。 ３　所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関すること。 ４　総務班の業務のうち所属部に関すること。

別表第３（第６条関係）　　事務局の各班の構成及び分担業務

班	構成員	分　担　業　務
総務班	危機管理課職員 総務課職員 本部連絡員	１　災害対策本部資料の作成及び取りまとめに関すること。 ２　各部班における被害状況、災害対策活動状況の情報班への提供に関すること。（本部連絡員） ３　県及び関係機関に対する報告及び協力要請その他連絡に関すること。 ４　事務局内の庶務に関すること。 ５　災害対策従事職員の後方支援に関すること。
情報班	［情報担当］ 情報政策課職員 危機管理課職員	１　市内の被害状況の調査に関すること。 ２　記者発表資料の作成に関すること。 ３　ライフライン機関等からの情報収集に関すること。 ４　火災・災害等即報要領等に基づく県への報告に関すること。 ５　被害状況資料の関係機関への提供に関すること。
	［広報担当］ 情報政策課職員 危機管理課職員	１　総務班への記者発表資料の提供、調整に関すること。 ２　記者発表（班長）及び取材への対応、調整に関すること。 ３　情報政策班と連携した市民ニーズの把握に関すること。

物資班	危機管理課職員 ［物資調達担当］ 商工観光課職員 ［輸送調整担当］ 総務課職員 生活環境課職員 道路課職員	１　救援物資及び資機材の需給調整に関すること。 ２　緊急輸送車両等の調整に関すること。 ３　緊急輸送路の調整に関すること。 ４　県備蓄品の提供要請に関すること。

３－５　災害対策本部職員の証票等

（１）本部長腕章

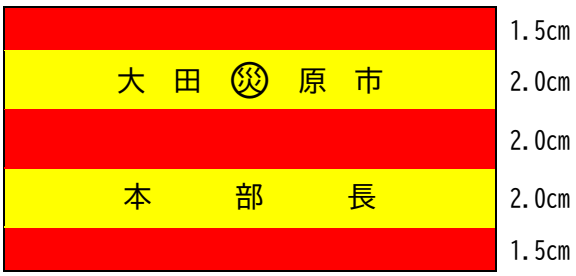

（２）副本部長腕章

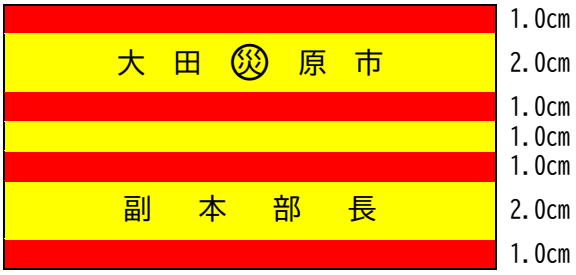

（３）本部部長腕章

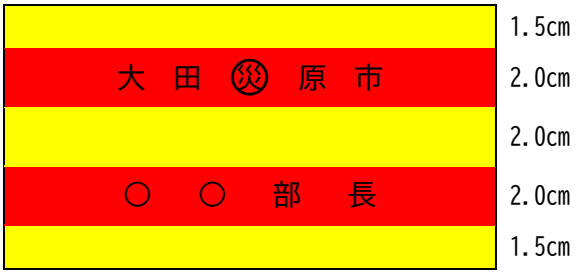

（４）本部班長腕章

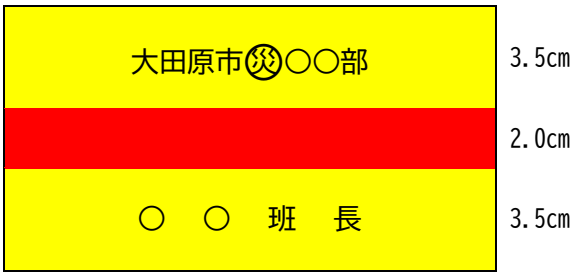

（５）本部班員腕章

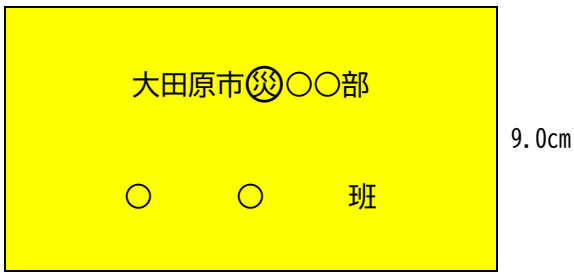

（６）本部連絡員腕章

（７）班連絡員腕章

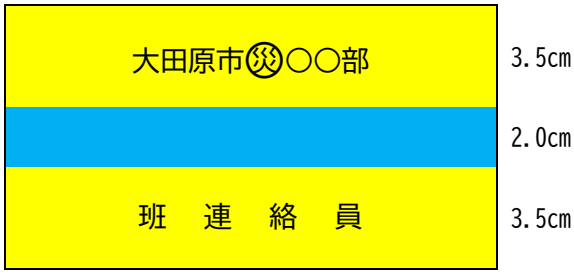

標　旗

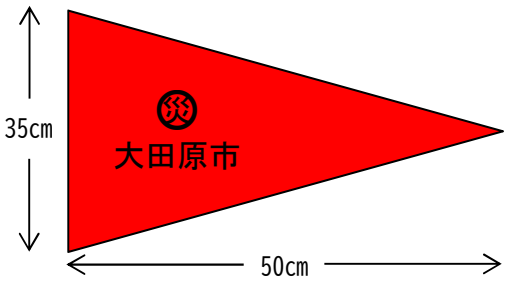

※　腕章の色調

地色・・・黄

文字・・・黒

線・・・・赤（ただし、各連絡員は青）

※　標旗の色調

地色・・・赤

文字・・・黒

３－６　自衛隊の災害派遣要請・体制

１　災害派遣要請手続き

（１）要請先　知事（危機管理防災局危機管理課経由）

（２）事務手続

市（総合政策部）は、県へ下記様式をもって派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知するものとする。

ア　要請先

要請先	担当	電話番号	防災行政ネットワーク
栃木県知事	危機管理課	028-623-2129	8-500-2129又は2136
陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊	第６中隊	028-653-1551 （内線：235～238,297）	8-702-02又は05

イ　様式

（様式）　　大危第　　号

年　　月　　日

栃木県知事　　様

栃木県大田原市長

陸上自衛隊の災害派遣要請について

次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。

１　災害の状況及び派遣を要請する理由　　２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　その他参考事項

（３）災害派遣部隊の受入れ体制

ア　災害救援活動の調整

市（総合政策部）は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ　資材の準備

市（総合政策部）は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ　宿舎のあっせん

市（総合政策部）は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

エ　経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市（総合政策部）が協議するものとする。

（ア）派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

（イ）派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

（ウ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

（エ）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

（４）災害派遣部隊の撤収要請

市（総合政策部）は、災害救助活動の必要がなくなったと判断した場合、陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊と協議のうえ、県に対して撤収の要請を依頼する。

３－７　避難指示等の発令基準

第１　水害編

１　対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は下表１のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

表１　避難指示等の対象となる河川

河川名	基準観測所	備考
那珂川	小口	国管理
那珂川	黒羽	県管理
箒川	佐久山	県管理
蛇尾川	蛇尾橋	県管理
余笹川	中余笹橋	県管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

・浸水深が５０ｃｍを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、２０ｃｍ程度でも歩行不可能であること。

・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上１０ｃｍ程度でも危険であること。

２　避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表２のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準に基づき発令する。

表２

■那珂川

基準観測所	那珂川　小口観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.0m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・氾濫警戒情報が発表され、水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に到達することが見込まれる場合

基準観測所	那珂川　黒羽観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（3.1m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.2m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（4.4m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

■箒川

基準観測所	箒川　佐久山観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.5m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.0m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（3.5m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

■蛇尾川

基準観測所	蛇尾川　蛇尾橋観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.3m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.9m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（3.4m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

■余笹川

基準観測所	余笹川　中余笹橋観測所
高齢者等避難	・水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.8m）に達し、氾濫注意情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合
避難指示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.8m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（2.3m）に達し、氾濫警戒情報が発表され、更に水位の上昇が予想される場合

３　避難指示等の伝達内容等

（１）避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

＜高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、大田原市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため高齢者等避難を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、大田原市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。直ちに避難所や安全な場所へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

（２）避難指示等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

・住民等（住民、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等）

・避難行動要支援者・福祉関係機関等（要配慮者の事前登録者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育園、病院等）

・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

・防災行政無線、広報車、消防車、市ホームページ、市公式ＳＮＳ、よいちメール、電話、ＦＡＸ等

第２　土砂災害編

１　対象とする区域

（１）避難指示等の対象となる区域は資料編２－３６の２（１）のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。

・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

（２）避難の際には、次の事項に留意する。

・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避けること。

・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い

建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

２　避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

（１）避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表３のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準に基づき発令する。

表３

対象地区	・避難すべき区域の全部
高齢者等避難	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合

３　避難指示等の伝達内容等

水害編の３を参照のこと。

３－８　栃木県火災・災害等即報要領

第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成６年４月２１日付消防災第１００号)」「災害報告取扱要領(昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号)」「救急事故等報告要領(平成６年１０月１７日付消防救第１５８号)」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

(2)「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3)「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4)「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第１報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)　市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第１報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第１報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に

代えることができるものとする。
市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。
ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。
（1） 様式
ア　火災等即報・・・・・・第１号様式及び第２号様式
火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。
特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。
イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・第３号様式
救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。
ウ　災害即報・・・・・・第４号様式
災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。
(2) 画像情報の送信
防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。
ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等
イ　被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ･新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災･災害等をいう。以下同じ。）
エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの
５　報告に際しての留意事項
(1) 市町又は消防本部(局)は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
(2) 市町又は消防本部(局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部(局)が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3)　県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
(4)　市町及び消防本部(局)は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。
(5)　市町又は消防本部(局)は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。
(6)　上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部(局)はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。
(7)　消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により行うものとする。
(8)　県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

第２　即報基準
火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。
１　火災等即報
(1)　一般基準
火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。
ア　死者が３人以上生じたもの
イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの
ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの
(2)　個別基準
次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
ア　火災
（ア）建物火災
(a)　特定防火対象物で死者の発生した火災
(b)　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
(c)　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
(d)　特定違反対象物の火災
(e)建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災
(f)　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災
(g)　損害額１億円以上と推定される火災
(h)　公の施設（官公署、学校、県営住宅等）
（イ）林野火災
(a)　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(b)　空中消火を要請又は実施したもの
(c)　住宅等へ延焼するおそれがあるもの
(d)　火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの
（ウ）交通機関の火災
(a)　航空機火災
(b)　船舶火災であって社会的影響度の高いもの
(c)　トンネル内車両火災
(d)　列車火災
（エ）その他
以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
イ　危険物等に係る事故
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの
（ア）　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
（イ）　負傷者が５名以上発生したもの
（ウ）　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
（エ）　５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
（オ）　湖沼・河川への危険物等流出事故
（カ）　高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
ウ　原子力災害等
（ア）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
（イ）　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
エ　その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
オ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
(3)　社会的影響基準
(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
（例示）施設等で多数の人が避難したもの
２　救急・救助事故即報
救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
(1)　死者５人以上の救急事故
(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故
(3)　要救助者が５人以上の救助事故
(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5)　消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
(6)　消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
(7)　自衛隊に災害派遣を要請したもの
(8)　上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）
（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャックによる救急・救助事故
・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
３　武力攻撃災害等即報
武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
（1）　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
(2)　国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害
４　災害即報
災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
(1)　一般基準
ア　災害救助法の適用基準に合致するもの
イ　市町が災害対策本部を設置したもの
ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
（例示）台風、豪雨、豪雪
エ　気象業務法第１３条の２に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの
(2)　個別基準
次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。
ア　地震
(ｱ)　当該市町の区域内で震度５弱以上を記録したもの
(ｲ)　人的被害又は住家被害を生じたもの
イ　風水害
(ｱ)　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ｲ)　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(ｳ)　台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(ｴ)　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
ウ　雪害
(ｱ)　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(ｲ)　積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
エ 火山災害
(ｱ)　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
(ｲ)　火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(3)　社会的影響基準
(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準
市町又は消防本部(局)は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。
１　火災等即報
(1)　交通機関の火災
第２の１の(2)のアの（ウ）に同じ。
(2)　危険物等に係る事故
ア　第２の１の(2)のイの（ア）、（イ）に同じ
イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
(ｱ)　湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
(ｲ)　５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
(3)　原子力災害等
第２の１の(2)のウに同じ。
(4)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
(5)　爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
２　救急・救助事故即報
死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
(1)　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
(2)　バスの転落等による救急・救助事故
(3)　ハイジャックによる救急・救助事故
(4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急･救助事故

(5)　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
３　武力攻撃災害等即報
第２の３の(1)、(2)に同じ。
４　災害即報
(1)　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
(2)　第２の４の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４ 記入要領
第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞
１　第１号様式（火災）
(1)　火災種別
「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。
(2)　消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
(3)　救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること　（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
(4)　災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。
(5)　その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。
ア　死者３人以上生じた火災
(ｱ)　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ｱ)において同じ。）の概要
ａ　建物等の用途、構造及び周囲の状況
ｂ　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
(ｲ)　火災の状況
ａ　発見及び通報の状況
ｂ　避難の状況
イ　建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災
(ｱ)　発見及び通報の状況
(ｲ)　延焼拡大の理由
ａ消防事情　ｂ都市構成　ｃ気象条件　ｄその他
(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称
(ｴ)　り災者の避難保護の状況

(ｵ)　市町及び消防本部(局)の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
ウ　林野火災
(ｱ)　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
(ｲ)　林野の植生
(ｳ)　自衛隊の派遣要請、出動状況
(ｴ)　空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）
エ　交通機関の火災
(ｱ)　車両、船舶、航空機等の概要
(ｲ)　焼損状況、焼損程度
２　第２号様式（特定の事故）
(1)　事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
(2)　事業所名
「事業所名」は「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
(3)　覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
(4)　物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
(5)　施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
(6)　施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
(7)　事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
(8)　消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
(9)　災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
(10)その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。
（例示）自衛隊の派遣要請、出動状況
(11)　原子力災害等の場合
ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。
ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞
３　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）
(1)　事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。
(2)　事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
(3)　死傷者等
ア　「死傷者等」には急病人等を含む。
イ　「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。
(4)　救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
(5)　要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
(6)　消防・救急・救助活動の状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部(局)名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
(7)　災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
(8)　その他参考事項
以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。
（例示）・市町、その他関係機関の活動状況
・避難指示の発令状況
・避難所の設置状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
・被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞
４　第４号様式
(1)　第４号様式（その１）（災害概況即報）
災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把

握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。
ア　災害の概況
(ｱ)　発生場所・発生日時
当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。
(ｲ)　災害種別概況
ａ 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
ｂ 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
ｃ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
ｄ 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
ｅ その他これらに類する災害の概況
イ　被害の状況
当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。
１１９番通報の件数を記入する欄については、第３　直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部(局)から消防庁に直接報告をする際に記入すること。
なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。
ウ　応急対策の状況
(ｱ)　当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。
また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。
(ｲ)　消防機関等の活動状況については、地元消防本部(局)、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第３９条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
(ｳ)　自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
(ｴ)　その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。
また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。
(2)　第４号様式（その２）（被害状況即報）
管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。
ア　各被害欄
原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回

線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
イ　災害対策本部等の設置状況
当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
ウ　災害救助法適用市町名
市町毎に、適用日時を記入すること。
エ　災害の概況
災害の概況欄には次の事項を記入すること。
(ｱ)　災害の発生場所
被害を生じた市町名又は地域名
(ｲ)　災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
(ｳ)　災害の種類、概況
台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等
(ｴ)　応急対策の状況
消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。
また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附　則
この要領は、平成　２年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成　７年　１月１７日から施行する。
この要領は、平成　８年　５月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年　２月１５日から施行する。
この要領は、平成１２年１２月　１日から施行する。
この要領は、平成１５年　６月２７日から施行する。
この要領は、平成１５年１０月１５日から施行する。
この要領は、平成１６年　３月　１日から施行する。
この要領は、平成１６年１１月　１日から施行する。
この要領は、平成１８年　３月２０日から施行する。
この要領は、平成１９年　３月３１日から施行する。
この要領は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　５月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　９月　９日から施行する。
この要領は、平成２１年　３月２３日から施行する。
この要領は、平成２２年　３月２９日から施行する。
この要領は、平成２４年　３月３０日から施行する。
この要領は、平成２４年　５月３１日から施行する。
この要領は、平成２７年　４月　１日から施行する。
この要領は、平成３０年　４月　１日から施行する。

この要領は、令和　元年　６月１４日から施行する。
この要領は、令和　３年　６月　８日から施行する。
この要領は、令和　５年　４月　１日から施行する。
この要領は、令和　５年　５月１２日から施行する。

別表１　連絡先

<table>
<tr><td rowspan="4">県</td><td rowspan="4">終　日</td><td rowspan="4">危機管理防災局危　機管理課及　び消　防防災課</td><td rowspan="2">防災行政ネットワーク</td><td>電話</td><td>発信特番－５００－２１３６</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>発信特番－５００－２１４６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０２８－６２３－２１３６</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０２８－６２３－２１４６</td></tr>
<tr><td rowspan="6">消防庁</td><td rowspan="4">勤務時間内
（平日９時３０分～
１８時１５分）</td><td rowspan="4">応急対策室</td><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０３－５２５３－７５２７</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０３－５２５３－７５３７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域衛星ネットワーク</td><td>電話</td><td>発信特番－０４８－５００－９０－４９０１３</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>発信特番－０４８－５００－９０－４９０３３</td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td rowspan="4">宿直室</td><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０３－５２５３－７７７７</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０３－５２５３－７５５３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域衛星ネットワーク</td><td>電話</td><td>発信特番－０４８－５００－９０－４９１０２</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>発信特番－０４８－５００－９０－４９０３６</td></tr>
</table>

第１号様式（火災）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146	市町 （消防本部名）	
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 （NW-TEL 発信特番-500-2136 NTT-TEL 028-623-2136）		報告者名	（TEL　　）

（　月　日　時　分現在）

※　爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所		栃木県防災情報マップ	6-　，　- （英字）（数字）
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数　全　焼　棟 半　焼　棟 部分焼　棟 ぼ　や　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消 防 団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146	市町 （消防本部名）	
第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 （NW-TEL 発信特番-500-2136 NTT-TEL 028-623-2136）			
事故名	1　危険物等に係る事故 2　原子力施設等に係る事故 3　その他特定の事故 （　月　日　時　分現在）	報告者名	（TEL　　）

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　　）	物　質　名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　　人（　　人） 重　症　　人（　　人） 中等症　　人（　　人） 軽　症　　人（　　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部（署）		台 人	
	消防団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	自衛隊		人	
	その他		人	
災害対策本部等の設置状況				

その他参考事項

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 （消防本部名）	
※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 （NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136）		報告者名	（TEL　　）

（　月　日　時　分現在）

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年　月　日　時　分
終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 （消防本部名）	
第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 （NW-TEL発信特番500-2136/NTT-TEL 028-623-2136）		報告者名	（TEL　　）

（　月　日　時　分現在）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部損壊	棟	未分類	棟
	１１９番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況をわかる範囲で記入すること）								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他市町が講じた応急対策									

《危機管理課・消防防災課確認事項》

1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4 住民の避難の状況について確認する。（緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。）
5 道路、崖くずれの状況について確認する。

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）別紙
（避難指示等の発令状況）　　市町名　　（　　）

終日	⇒N W-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課（NW-TEL発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136） ※第１報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課　（NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136） ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】

市町名（消防本部名）				区分				被害	区分		被害	災害対策本部等の設置状況	県
報告者名	（TEL　　）			その他	田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円			
						冠水	ha		農林水産業施設	千円			
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）				畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円			市町
						冠水	ha		その他の公共施設	千円			
					文教施設		箇所		小計	千円			
					病院		箇所		公共施設被害市町数	団体			
区分			被害		道路		箇所		その他	農産被害	千円		
人的被害	死者		人		橋りょう		箇所			林産被害	千円	災害救助法適用市町名	計　　団体
	行方不明者		人		河川		箇所			畜産被害	千円		
	負傷者	重傷	人		砂防		箇所			水産被害	千円		
		軽傷	人		清掃施設		箇所			商工被害	千円		
住家被害	全壊		棟		鉄道不通		箇所			その他	千円		
			世帯		被害船舶		隻		被害総額		千円	119番通報件数	件
			人		水道		戸		災害の概況				
	半壊		棟		電話		回線						
			世帯		電気		戸						
			人		ガス		戸						
	一部破損		棟		ブロック塀等		箇所						
			世帯										
			人						応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること）		
	床上浸水		棟										
			世帯										
			人										
	床下浸水		棟		り災世帯数※2		世帯						
			世帯		り災者数※2		人						
			人		火災発生※3	建物	件						
非住家※1	公共建物		棟			危険物	件			自衛隊の災害派遣		その他	
	その他		棟			その他	件						

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上。

◎被害額は省略することができるものとする。
◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

３－９　即報基準一覧

H31年3月

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

県	（終日⇒危機管理課・消防防災課）	防災行政NW	発信特番-500-2136 発信特番-500-2146(FAX)	消防庁	（勤務時間内⇒応急対策室）	NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)
						地域衛星NW	発信特番-048-500-90-49013 発信特番-048-500-90-49033(FAX)
		NTT回線	028-623-2136 028-623-2146(FAX)		（勤務時間外⇒宿直室）	NTT回線	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
						地域衛星NW	発信特番-048-500-90-49102 発信特番-048-500-90-49036(FAX)

報告すべき火災・災害等を覚知したとき**直ちに第1報を報告**(**判断に迷う場合は報告**)
⇒できるだけ早く分かる範囲で構わない。
以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

即　報

※第１報については報告した旨電話連絡
（県から要求した場合を除く）

直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけではなく、消防庁に対しても直接第1報報告。
（要請があった時は以降も引き続き報告）

第１号様式使用

1　火災発生（おそれ含む）
① 一般基準
- □ 死者３人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生
- □ 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準
A 建物火災
- □ 特定防火対象物で死者発生
  例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等
- □ ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
- □ 11 階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
- □ 大使館・領事館及び国指定重要文化財
- □ 特定違反対象物（床面積 1500 ㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、所定の消防設備が未設置であるもの）
- □ 建物焼損延べ面積 3,000 ㎡以上（推定）
- □ 他の建築物への延焼が 10 棟以上（見込み含む）
- □ 損害額１億円以上（推定）
- □ 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

B 林野火災
- □ 焼損面積 10ha 以上（推定）
- □ 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施
- □ 住家等へ延焼するおそれがあるもの
- □ 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災
- □ 航空機
- □ 社会的影響度が高い船舶
- □ トンネル内の車両
- □ 列車

D その他
- □ 特殊な原因、特殊な態様の火災
  （例：消火活動を著しく妨げる毒性ｶﾞｽの放出を伴う火災）

E 消防職員及び消防団員の消火活動等に十なう重大事故

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む）

第２号様式使用

2　特定の事故発生（おそれ含む）
① 一般基準
- □ 死者３人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生
- □ 自衛隊に災害派遣を要請

② 個別基準
A　危険物等（危険物･高圧ガス･可燃性ガス･毒物･劇物･火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
- □ 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生
- □ 負傷者５名以上発生
- □ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
- □ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響有
- □ 500kl 以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
- □ 湖沼、河川への流出
- □ 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
  - ▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要
  - ▽ 500kl 以上のタンクからの漏洩等
- □ 市街地又は高速道路上等におけるﾀﾝｸﾛｰﾘｰの事故で次に該当
  - ▽ 火災
  - ▽ 漏洩
  - ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

B 原子力災害等
- □ 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
- □ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

C その他特定の事故
- □ 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高

D 消防職員及び消防団員の消火活動等に十なう重大事故

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃・緊急対処事態発展の可能性が有るものを含む）

第３号様式使用

3　救急・救助事故発生（おそれ含む）
- □ 死者５人以上の救急事故
- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急事故
- □ 要救助者５人以上の救助事故
- □ 覚知から救助完了までの所用時間５時間以上の救助事故
- □ 防災ヘリコプター、消防車に係る重大事故
  （当面の間、消防本部や消防団、県市町防災部局が運用する無人航空機（周辺機器を含む）の落下による人身事故とこれらに起因する火災等が発生した場合も上記に準じて報告する。「運用」には民間委託を含む）
- □ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- □ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- □ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
  例 ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
  - ・バスの転落による救急・救助事故
  - ・ハイジャックによる救急・救助事故
    - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
    - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
  - ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
  - ▽ バスの転落等による救急・救助事故
  - ▽ ハイジャックによる救急・救助事故
  - ▽ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急･救助事故
  - ▽ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高
- □ 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
- □ 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

第４号様式使用

4　災害発生（おそれ含む）
① 一般基準
- □ 災害救助法の適用基準に合致
- □ 市町村が災害対策本部設置
- □ ２市町村以上にまたがるもので１の市町における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
  （例：台風・豪雨・豪雪）
- □ 大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- □ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 個別基準
A　地震
- □ 当該市町の区域内で震度５弱以上を記録したもの
- □ 人的被害又は住家被害を生じたもの
- □ 当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）

B 風水害
- □ 崖崩れ、地すべり、土石流等による※人的・住家被害
- □ 河川の溢水、堤防の決壊等による※人的・住家被害
- □ 台風・豪雨による※人的・住家被害
- □ 強風、竜巻などの突風等による※人的・住家被害
- □ 死者又は行方不明者の発生

C 雪害
- □ 積雪、雪崩等による※人的・住家被害
- □ 積雪、道路の凍結、雪崩等による孤立集落発生

D 火山災害
- □ 噴火警報（火口周辺）発表
- □ 火山の噴火による※人的・住家被害
- □ 死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明　　住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

３－１０　関東地方非常通信協議会構成表

令和４年７月現在

会　長：関東総合通信局長
副会長：東日本電信電話（株）東京事業部整備部長
副会長：関東総合通信局　無線通信部長

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
1-1	関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1776	03-6238-1769
1-2	無線通信部	－	－	03-6238-1776	－
1-3	無線通信部	－	－	03-6238-1771	－
1-4	情報通信部	－	－	03-6238-1671	－
1-5	放送部	－	－	03-6238-1702	－
1-6	放送部	－	－	03-6238-1722	－
1-7	電波監理部	－	－	03-6238-1801	－
1-8	電波監理部	－	三浦市初声町高円坊1691	046-888-8832	－
2	内閣府	100-8914	千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館3階	03-3593-2845	03-3503-5690
3	気象庁	105-8431	東京都港区虎ノ門3-6-9	03-3434-9100	03-3434-9097
4-1	東京管区気象台	204-8501	東京都清瀬市中清戸3-235 気象衛星センター第一庁舎3階329室	042-497-7214	042-495-3159
4-2	水戸地方気象台	310-0066	水戸市金町1-4-6	029-224-1105	029-221-1208
4-3	宇都宮地方気象台	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎6F	028-633-2767	028-635-9074
4-4	前橋地方気象台	371-0026	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎11階	027-896-1536/	027-896-1539
4-5	熊谷地方気象台	360-0814	熊谷市桜町1-6-10	048-521-5858	048-521-7933
4-6	銚子地方気象台	288-0001	銚子市川口町2-6431 銚子港湾合同庁舎	0479-22-0074	0479-23-4460
4-7	横浜地方気象台	231-0862	横浜市中区山手町99	045-621-1991	045-622-3520
4-8	甲府地方気象台	400-0035	甲府市飯田4-7-29	055-222-2347	055-222-3722
5	海上保安庁	100-8976	千代田区霞が関2-1-3	03-3591-9812	03-3591-8701
6	海上保安庁第三管区 海上保安本部	231-8818	横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118	045-212-2010
7	国土交通省東京航空局	102-0074	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-6685-8006	－
8	国土交通省関東地方整備局 （港湾航空部）	231-8436	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7427	045-288-5529
9	国土交通省関東地方整備局 （企画部）	330-9724	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1339	048-600-1382
10	関東管区警察局	330-9726	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000 内線6072	048-600-6007

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
11	関東管区警察局 茨城県情報通信部	310-8550	水戸市笠原町978-6	029-301-0110 内線6061	029-301-0333
12	関東管区警察局 栃木県情報通信部	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	028-621-0110 内線6061	028-627-6160
13	関東管区警察局 群馬県情報通信部	371-8580	前橋市大手町1-1-1	027-243-0110 内線6077	027-223-3354
14	関東管区警察局 埼玉県情報通信部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110 内線6072	048-824-0219
15	関東管区警察局 千葉県情報通信部	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110 内線6095	043-201-0210
16	関東管区警察局 神奈川県情報通信部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線6084	045-212-4915
17	関東管区警察局 山梨県情報通信部	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	055-221-0110 内線6077	055-233-9033
18	東京都警察 情報通信部	100-8929	千代田区霞が関2-1-1	03-3581-4321 内線60710	03-3501-3310
19	茨城県警察本部	310-8550	水戸市笠原町978-6	029-301-0110 内線3641	029-301-6348
20	栃木県警察本部	320-0027	宇都宮市塙田1-1-20	028-621-0110 内線3611	028-624-6801
21	群馬県警察本部	371-8580	前橋市大手町1-1-1	027-243-0110 内線3623	027-243-0110 内線3629
22	埼玉県警察本部	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110 内線5834	048-825-9628
23	千葉県警察本部	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	043-201-0110 内線3636	043-222-3257
24	警視庁	100-0013	千代田区霞が関2-1-1	03-3581-4321 内線23441	03-3519-7700
25-1	神奈川県警察本部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線3631	045-211-1212 内線3619
25-2	神奈川県警察本部	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	045-211-1212 内線5771~3	045-212-0796
26	山梨県警察本部	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	055-221-0110 内線3616	055-224-0110 内線3619
27	茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2880	029-301-2898
28	栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2133	028-623-2146
29	群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2253	027-221-0158
30	埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3177	048-822-9771
31	千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2178	043-222-5219
32	東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2487	03-5388-1260
33	神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3441	045-210-8829
34	山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1433	055-223-1429
35	山梨県企業局	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-5391	055-223-5393

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
36	さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1127	048-829-1978
37	千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5113	043-245-5552
38	横浜市	231-0005	横浜市中区本町6-50-10	045-671-3458	045-641-1677
39	川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2856	044-200-3972
40	相模原市	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-707-7044	042-769-8326
41	横須賀市	238-8550	横須賀市小川町11	046-822-8410	046-827-3151
42	日立市	317-8601	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111 内線337	0294-21-7000
43	東京消防庁	100-8119	千代田区大手町1-3-5	03-3212-2111 内線2995	03-3211-3709
44-1	全国消防長会 関東支部	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6724	045-334-6720
44-2	栃木県消防長会	320-0014	宇都宮市大曽2-2-21	028-625-5599	028-625-5509
44-3	群馬県消防長会	371-0014	前橋市朝日町4-22-2	027-200-4500	027-220-4528
44-4	埼玉消防長会	330-0061	さいたま市浦和区常盤6-1-28	048-833-7335	048-833-7641
44-5	山梨県消防長会	400-0856	甲府市伊勢3-8-23	055-222-1209	055-222-7583
45	独立行政法人 水資源機構	330-6008	さいたま市中央区新都心11-2	048-600-6574	048-600-6580
46-1	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1184	那珂郡東海村大字舟石川765番地1	029-282-0847	029-282-7150
46-2	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1194	那珂郡東海村大字村松4番地33	029-282-1111	029-282-9230
46-3	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	319-1195	那珂郡東海村大字白方2番地4	070-3409-6604	029-282-5921
46-4	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	311-1393	東茨城郡大洗町成田町4002番地	029-267-2494	029-267-1668
47	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	101-8008	千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ｿﾗｼﾃｨ	03-5289-3655	03-5209-3208
48	茨城県市長会	310-0852	水戸市笠原町978-26	029-301-1241	029-301-1246
49	茨城県町村会	310-0852	水戸市笠原町978-26	029-301-1241	029-301-1246
50	栃木県市長会	320-0032	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	028-600-5823	028-600-5303
51	栃木県町村会	320-0032	宇都宮市昭和1-2-16	028-625-3011	028-627-4226
52	群馬県市長会	371-0846	前橋市元総社町335-8	027-290-1351	027-255-5301
53	群馬県町村会	371-0846	前橋市元総社町335-8	027-290-1352	027-255-5302
54	埼玉県町村会	330-0062	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康ｾﾝﾀｰ内	048-822-9185	048-822-6440
55	神奈川県市長会	231-0023	横浜市中区山下町75 神奈川自治会館内	045-664-7453	045-662-4414

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
56	神奈川県町村会	－	－	－	－
57	山梨県市長会	400-8587	甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館内	055-237-3153	055-237-5788
58	山梨県町村会	400-8587	甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館内	055-237-5712	055-222-3846
59	東日本電信電話（株） 茨城支店	310-0061	水戸市北見町8-8	029-224-4504	029-232-4950
60	東日本電信電話（株） 栃木支店	321-0905	宇都宮市平出工業団地48-2 NTT平出LMC 2F	028-662-4256	－
61	東日本電信電話（株） 群馬支店	370-0829	高崎市高松町3 NTT群馬支店本館3F	027-321-5660	027-330-3008
62	東日本電信電話（株） 埼玉支店	330-0061	さいたま市浦和区常盤5-8-17 新常盤ﾋﾞﾙ6F	048-626-6623	－
63	東日本電信電話（株） 千葉事業部	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-6 ｴﾑ･ﾍﾞｲﾎﾟｲﾝﾄ幕張8F	043-211-8652	043-213-6065
64	東日本電信電話（株） 東京事業部	105-0003	東京都港区西新橋3-22-8 NTT芝ﾋﾞﾙ 5F	03-6435-8888	－
65	東日本電信電話（株） 神奈川事業部	231-0023	横浜市中区山下町198 NTT横浜ﾋﾞﾙ 3F	045-212-8945	045-212-8976
66	東日本電信電話（株） 山梨支店	400-0862	甲府市朝気3-21-15 NTT朝気ﾋﾞﾙ 2F	055-237-0554	055-221-2556
67	（株）エヌ・ティ・ティ エムイー	330-0081	さいたま市中央区新都心9番地 さいたまﾒﾃﾞｨｱｳｪｰﾌﾞ7F	048-602-8470	－
68	（株）NTTドコモ	100-6150	千代田区永田町2-11-1 山王ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 24F	03-5156-1691	03-5156-0225
69	ＫＤＤＩ（株）	323-0827	小山市大字神鳥谷1828番地	0285-28-5156	0285-28-5097
70	スカパーＪ ＳＡＴ（株）	226-0015	横浜市緑区三保町248-1	045-922-8384	045-922-8203
71	ソフトバンク（株）	106-0032	東京都港区六本木1-9-10 仙石山森ﾀﾜｰ 36階	03-6889-6298	03-6862-0010
72	（株）日本デジコム	104-0042	中央区入船2-3-7 築地ｴｰ･ｱｲ･ｭｰﾋﾞﾙ 5F-6F	03-3523-1335	03-3523-1337
73	アイピースタージャパン（株）	163-0715	新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ﾋﾞﾙ 15階	03-6279-0933	03-6279-0934
74	楽天モバイル（株）	158-0094	東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ﾗｲｽﾞ･ｵﾌｨｽ	050-5432-4322	－
75	日本放送協会	150-8001	渋谷区神南2-2-1	03-5455-4553	03-5478-7557
76	日本放送協会 水戸放送局	310-8567	水戸市大町3-4-4	029-232-9841	029-232-9842
77	日本放送協会 宇都宮放送局	320-8502	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9165	028-635-6595
78	日本放送協会 前橋放送局	371-8555	前橋市元総社町189	027-251-1713	027-252-9732
79	日本放送協会 さいたま放送局	330-9310	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-1125	048-833-1126
80	日本放送協会 千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港5-1	043-203-0608	043-203-0676
81	日本放送協会 横浜放送局	231-8324	横浜市中区山下町281番地	045-212-0733	045-212-2306

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
82	日本放送協会 甲府放送局	400-8552	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2116	055-255-2125
83	日本テレビ放送網（株）	105-7444	港区東新橋1-6-1	03-6215-3720	03-6215-3701
84	（株）ＴＢＳテレビ	107-8006	港区赤坂5-3-6	03-5571-3762	03-5571-2068
85	（株）フジテレビジョン	137-8088	港区台場2-4-8	03-5500-8608	03-5500-8789
86	（株）テレビ朝日	106-8001	港区西麻布1-2-9	03-6406-1583	03-3405-3737
87	（株）テレビ東京	106-8007	港区六本木3-2-1	03-3587-3305	03-3587-3316
88	（株）とちぎテレビ	320-8531	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0083	028-650-6632
89	群馬テレビ （株）	371-8548	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0010	027-235-1977
90	（株）テレビ埼玉	330-8538	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048-835-2228	048-835-2229
91	千葉テレビ放送（株）	261-0001	千葉市中央区都町1-1-25	043-233-6684	043-231-9371
92	東京メトロポリタン テレビジョン（株）	102-8002	千代田区麹町1-12	03-5213-1961	03-5213-1882
93	（株）テレビ神奈川	231-8001	横浜市中区太田町2-23	045-651-1717	045-651-6700
94	（株）山梨放送	400-8525	甲府市北口2-6-10	055-231-3270	055-231-3259
95	（株）山梨放送	400-8570	甲府市湯田2-13-1	055-232-1150	055-232-1232
96	（株）日経ラジオ社	105-8565	港区虎ノ門1-2-8	03-6205-7794	03-3595-4719
97	（株）ＴＢＳラジオ	107-8001	港区赤坂5-3-6	03-5571-2590	03-5571-2145
98	（株）文化放送	105-8002	港区浜松町1-31	03-5860-1077	03-5403-1102
99	（株）ニッポン放送	100-8439	千代田区有楽町1-9-3	03-3287-7662	03-3287-7498
100	（株）茨城放送	310-8505	水戸市千波町2084-2	029-244-3945	029-243-4112
101	（株）栃木放送	320-8601	宇都宮市昭和町2-2-5	028-622-1111	028-627-3727
102	（株）アール・エフ・ラジオ日本	106-8039	港区麻布台2-2-1	03-3582-2351	03-3582-1326
103	（株）エフエム栃木	320-8550	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640	028-638-7675
104	（株）エフエム群馬	371-8533	前橋市若宮町1-4-8	027-230-1880	027-230-1901
105	（株）FM NACK 5	330-8579	さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮 11F	048-650-0795	048-650-0239
106	（株）ベイエフエム	261-7127	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGﾏﾘﾌﾞｳｴｽﾄ 27F	043-351-7861	043-351-7828
107	（株）エフエム東京	102-8080	千代田区麹町1-7	03-3221-0080	03-3221-1125

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
108	（株）Ｊ－ＷＡＶＥ	106-6188	港区六本木6-10-1 六本木ﾋﾙｽﾞ森ﾀﾜｰ 33F	03-6832-1124	03-6832-1132
109	横浜エフエム放送（株）	220-8110	横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ﾗﾝﾄﾞﾏｰｸﾀﾜｰ 10F	045-224-1005	045-224-1011
110	（株）エフエム富士	400-8550	甲府市川田町ｱﾘｱ105	055-228-6969 055-228-1100	055-228-1128
111-1	東京電力 パワーグリッド（株）	100-8560	千代田区内幸町1-1-3	03-6373-1111	03-3596-8553
111-2	東京電力パワーグリッド（株） 茨城総支社	310-0021	水戸市南町2-6-2	070-4548-0330	029-225-5608
111-3	東京電力パワーグリッド（株） 栃木総支社	320-0026	宇都宮市馬場通り1-1-11	028-305－8256	028-627-3340
111-4	東京電力パワーグリッド（株） 群馬総支社	371-0023	前橋市本町1-8-16	027-898-3200	027-225-1514
111-5	東京電力パワーグリッド（株） 埼玉総支社	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-14-2	048-638-3038	048-638-3099
111-6	東京電力パワーグリッド（株） 千葉総支社	260-8635	千葉市美浜区幸町1-21-19	043-370-3314	043-242-7122
111-7	東京電力パワーグリッド（株） 神奈川総支社	220-0004	横浜市西区北幸2-11	045-314-2230	045-314-2247
111-8	東京電力パワーグリッド（株） 山梨総支社	400-0031	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5480	055-227-1194
112	電源開発（株）	350-1170	川越市むさし野37-1	049-246-9754	049-246-9686
113-1	日本原子力発電（株）	110-0005	台東区上野5-2-1	03-6371-7600	03-5807-4364
113-2	日本原子力発電（株）	319-1198	那珂郡東海村白方1-1	029-287-1220	029-287-1294
114	東京ガスネットワーク（株）	105-8527	港区海岸1-5-20	03-5400-7618	03-3433-8918
115	（株）関電工	108-8533	港区芝浦4-8-33	03-5476-3876	03-5476-3943
116	東日本旅客鉄道（株） 東京支社	114-8550	北区東田端2-20-68	03-5692-6153	03-5692-6153
117	東日本旅客鉄道（株） 水戸支社	310-0011	水戸市三の丸1-4-47	029-227-3762	029-221-1993
118	東日本旅客鉄道（株） 千葉支社	260-8551	千葉市中央区弁天2-23-3	043-284-6786	043-284-6787
119	東海旅客鉄道（株）	100-0005	千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ﾋﾞﾙ 5F	03-5218-6281	03-3286-5189
120	東海旅客鉄道（株） 静岡支社	420-0851	静岡市葵区黒金町4	054-687-2484	054-284-2428
121	小田急電鉄（株）	160-8309	新宿区西新宿1-8-3	03-3349-2369	03-3349-2384
122	京王電鉄（株）	206-8502	多摩市関戸1-9-1	042-337-3270	042-374-9815
123	京浜急行電鉄（株）	108-8625	横浜市西区高島1-2-8	045-225-9515	045-225-9568
124	西武鉄道（株）	359-8520	所沢市くすのき台1-11-1	04-2926-2250	04-2926-2239
125	東急電鉄（株）	150-8533	渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘ﾋﾞﾙ	03-3477-6338	03-3476-0857

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
126	東武鉄道（株）	131-8522	墨田区押上2-18-12	03-5962-2516	03-5962-2519
127	京成電鉄（株）	272-8510	市川市八幡3-3-1	047-712-7233	047-712-7241
128	富士急行（株）	403-0017	南都留郡富士河口湖町船津3641 河口湖駅内	0555-75-2906	0555-72-5190
129	日本航空　（株）	140-8637	品川区東品川2-4-11 野村不動産天王洲ﾋﾞﾙ 23F	03-5460-3842	03-5460-5998
130	全日本空輸（株）	105-7140	東京都港区東新橋1-5-2	050-3755-2575	03-6735-1465
131	大島旅客自動車（株）	100-0101	大島町元町1-9-6	04992-2-1822	04992-2-1406
132	山梨交通（株）	400-0035	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811	055-228-8760
134	日本通運　（株）	101-8647	東京都千代田区神田和泉町2	03-6284-5632	03-6284-6975
135	中日本高速道路（株） 東京支社	105-6011	港区虎ノ門4-3-1	03-5776-5674	03-5776-5310
136	東日本高速道路（株） 関東支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ	048-631-0001	048-631-0247
137	日本赤十字社 茨城県支部	310-0914	水戸市小吹町2551	029-241-4516	029-241-4714
138	日本赤十字社 栃木県支部	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉ﾌﾟﾗｻﾞ内	028-622-4801	028-624-4940
139	日本赤十字社 群馬県支部	371-0833	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636	027-254-3637
140	日本赤十字社 埼玉県支部	330-0064	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048-789-7109	048-834-1520
141	日本赤十字社 千葉県支部	260-8509	千葉市中央区千葉港5-7	043-241-7531	043-248-6812
142	日本赤十字社 東京都支部	169-8540	新宿区大久保1-2-15	03-5273-6744	03-5273-6749
143	日本赤十字社 神奈川県支部	231-8536	横浜市中区山下町70-7	045-681-2123	045-681-1120
144	日本赤十字社 山梨県支部	400-0062	甲府市池田一丁目6番1号	055-251-6711	055-254-0351
145	一般社団法人 関東自動車無線協会	102-0074	千代田区九段南4-8-13自動車会館4階	03-3262-5262	03-3221-7047
146	一般財団法人 移動無線センター	163-1034	新宿区西新宿3-7-1 新宿ﾊﾟｰｸﾀﾜｰ 34F	03-5323-5509	03-5323-5502
147-1	一般社団法人日本アマチュア無線連盟関東地方本部	170-8073	豊島区南大塚3-43-1 大塚HTﾋﾞﾙ 6階	03-3988-8741	03-3988-8771
147-2	一般社団法人日本アマチュア無線連盟栃木県支部	320-0071	宇都宮市野沢町229-14	028-665-2244	028-665-2244
147-3	一般社団法人日本アマチュア無線連盟群馬県支部	377-0027	群馬県渋川市金井985	070-2667-0467	0279-23-8028
147-4	一般社団法人日本アマチュア無線連盟埼玉県支部	344-0048	春日部市南中曽根133-16	090-7705-5043	－
147-5	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	299-4336	長生郡長生村岩沼1666-6	090-1552-4220	－
147-6	一般社団法人日本アマチュア無線連盟神奈川県支部	225-0005	横浜市青葉区荏子田2-6-6	045-902-6416	045-902-6416

No	機関名	郵便番号	所在地	連絡先電話	連絡先ＦＡＸ
147-7	一般社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部	400-0863	甲府市南口町4-17	055-263-5802	－
148	一般社団法人日本アマチュア無線連盟東京都支部	198-0043	青梅市千ヶ瀬町6-862	070-5575-3386	0428-23-6828
149	一般社団法人日本アマチュア無線連盟茨城県支部	300-0833	土浦市小岩田西1-6-3	029-824-4451	0280-32-2886
150	鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会	314-0192	神栖市溝口4991-5	0299-90-1149	0299-92-4917
151-1	関東漁業無線連合会	238-0232	三浦市晴海町1-7 （社）神奈川県漁業無線協会内	046-882-2784	046-882-2513
151-2	茨城県 無線漁業協同組合	310-0011	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 4F	029-231-6592	029-231-6596
152	太平洋セメント（株）	112-8503	東京都文京区小石川1-1-1 文京ｶﾞｰﾃﾞﾝｹﾞｰﾄﾀﾜｰ	03-5801-0333	03-5801-0343
153	綜合警備保障（株）	135-0042	東京都江東区木場2-17-12 SAﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ 6F	03-5621-7231	03-5621-7239
154	関東新聞通信無線連盟	100-8055	千代田区大手町1-7-1 日本経済新聞社内	03-6256-7774	03-6256-7961
155	（株）ウェザーニューズ	261-0023	千葉市美浜区中瀬1-3 幕張ﾃｸﾉｶﾞｰﾃﾞﾝ	043-274-5590	043-274-2130
156-1	日本銀行	103-8660	中央区日本橋本石町2-1-1	03-3277-2641	03-3548-2317
156-2	日本銀行　水戸事務所	310-8639	水戸市南町2-5-5	029-224-2734	029-222-1036
156-3	日本銀行　前橋支店	371-0026	前橋市大手町2-6-14	027-225-1118	027-220-1025
156-4	日本銀行　横浜支店	231-8710	横浜市中区日本大通20-1	045-661-8111	045-650-1312
156-5	日本銀行　甲府支店	400-0032	甲府市中央1-11-31	055-227-2414	055-220-1073
157	（株）日本政策金融公庫	100-0004	千代田区大手町1-9-4	03-3270-0638	03-3270-1644
158	（株）商工組合中央金庫	104-0028	中央区八重洲2-10-17	03-3246-9265	03-3278-1094
159	（株）三菱東京ＵＦＪ銀行	100-8388	千代田区丸の内2-7-1	03-3240-2608	03-3240-2567
160	（株）足利銀行	320-8610	宇都宮市桜4-1-25	028-626-0312	028-627-6408
161	日本郵便（株）関東支社	330-9797	さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2032	048-767-6074
162	日本郵便（株）南関東支社	210-8797	川崎市川崎区榎町1-2	044-280-9004	044-280-9171
163	事業継続対策コンソーシアム	101-0021	千代田区外神田6-11-14 ｱｰﾂ千代田3331 B109	090-6104-0871	03-3831-2168

３－１１　災害救助法施行細則

昭和３５年５月２日
栃木県規則第３５号

災害救助法施行規則を次のように定める。

災害救助法施行細則

（災害の程度に係る報告等）

第１条　知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号。以下「令」という。）第１条第１項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

２　知事は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第２条　令第３条第１項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第１のとおりとする。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第３条　災害救助法施行規則（昭和２２年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「規則」という。）第１条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

１　公用令書（別記様式第１号の１から別記様式第１号の４まで）

２　公用変更令書（別記様式第二号）

３　公用取消令書（別記様式第三号）

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第４号）に登録しなければならない。

３　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあっては、変更事項を記録しなければならない。

（受領調書の作成）

第４条　当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第２条第３項の規定により、受領調書（別記様式第５号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第５条　規則第３条第１項の規定による損失補償請求書は、別記様式第６号による。

２　損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令に係る公用令書等）

第６条　規則第４条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

１　公用令書（別記様式第７号）

２　公用取消令書（別記様式第８号）

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第９号）に所要事項を登録しなければならない。

３　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第７条　規則第４条第２項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

１　負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

２　天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償）

第８条　令第５条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第２のとおりとする。

（実費弁償請求書）

第９条　規則第５条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第１０号による。

（立入検査証票）

第１０条　法第１０条第３項において準用する法第６条第４項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第１１号による。

（扶助金支給申請書等）

第１１条　規則第６条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第１２号による。

２　前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

１　休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

２　打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

３　法第８条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第１２条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第６条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村長への通知）

第１２条　法第１３条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第１７条第１項の規定に基づく通知は、別記様式第１３号により行うものとする。

２　前項の場合においては、当該市町村長は、第３条、第４条、第５条第２項、第６条及び第７条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

（災害救助事務）

第１３条　法第１８条第１項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、別表第３のとおりとする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　次に掲げる規則は廃止する。

災害救助法施行細則（昭和２９年栃木県規則第１号）

災害救助隊規定（昭和２８年栃木県規則第７０号）

附　則（昭和３５年規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和３５年７月１日から適用する。

附　則（昭和３６年規則第５５号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和３６年５月１日から適用する。
附　則（昭和３６年規則第７６号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和３６年９月１５日から適用する。
附　則（昭和３８年規則第７７号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和３９年規則第６２号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和３９年６月１６日から適用する。
附　則（昭和４０年規則第７３号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４０年４月１日から適用する。
附　則（昭和４１年規則第４２号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４１年４月１日から適用する。
附　則（昭和４１年規則第５８号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和４２年規則第３２号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４２年４月１日から適用する。
附　則（昭和４３年規則第８２号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４３年４月１日から適用する。
附　則（昭和４４年規則第４５号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４４年４月１日から適用する。
附　則（昭和４５年規則第８９号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４５年４月１日から適用する。
附　則（昭和４６年規則第６３号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４６年４月１日から適用する。
附　則（昭和４７年規則第８８号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。
附　則（昭和４９年規則第５号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和４９年規則第６２号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和４９年規則第７６号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５０年規則第６６号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５１年規則第７４号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５２年規則第６０号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和５３年規則第５８号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５４年規則第５６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年規則第３９号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５５年４月１日から適用する。

附　則（昭和５６年規則第６０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５６年４月１日から適用する。

附　則（昭和５７年規則第５５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５７年４月１日から適用する。

附　則（昭和５８年規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５８年４月１日から適用する。

附　則（昭和５９年規則第６０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和５９年４月１日から適用する。

附　則（昭和６０年規則第５９号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和６０年４月１日から適用する。

附　則（昭和６２年規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和６１年４月１日から適用する。

附　則（昭和６３年規則第５９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年規則第５８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年４月１日から適用する。

附　則（平成２年規則第５６号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成３年規則第５０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成５年規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第２及び別表第３の規定は、平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成５年規則第５７号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成５年４月１日から適用する。

附　則（平成７年規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成６年４月１日から適用する。

附　則（平成７年規則第５３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附　則（平成１０年規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成９年４月１日から適用する。

附　則（平成１０年規則第６０号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１０年４月１日から適用する。

附　則（平成１１年規則第４３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１１年４月１日から適用する。

附　則（平成１２年規則第３０号）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年規則第１２７号）

この規則は、公布の日から施行する。第１条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１２年４月１日から適用し、第２条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１３年１月６日から適用する。

附　則（平成１４年規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年規則第４８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成１４年４月１日から適用する。

附　則（平成１５年規則第６４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年規則第５５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年規則第６１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年規則第４４号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年規則第４８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年規則第３３号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年規則第４１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第１の１の部⑵の項の２、６の部⑴の項及び⑶の項並びに１０の部⑶の項の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年規則第３９号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第２の⑴の項の表（医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。）の規定は、平成２４年４月６日から適用する。

附　則（平成２６年規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第１及び別表第２の⑴の項の表（救急救命士に係る部分を除く。）の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年規則第３４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第１及び別表第２の⑴の項の表（救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。）の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年規則第８号）

この規則は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（令和元年規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第２の⑴の項の表（医師及び歯科医師、救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る）の規定を除く。）は平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和元年規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害旧法施行細則の規定は、令和元年１０月１日から適用する。

附　則（令和２年規則第５３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第２の⑴の項の表（薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士に係る部分を除く。）の規定は令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年規則第３８号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第１及び別表第２の⑴の項の表（医師及び歯科医師並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。）の規定は、令和３年６月１８日から適用する。

別表第１（第２条関係）

救助の程度、方法及び期間

１　避難所及び応急仮設住宅の供与

(1)　避難所

ア　避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ　避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施するものとする。

ウ　避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げる費用（法第２条第２項の規定による救助として供与される避難所にあっては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とする。

（ア）　賃金職員等雇上費

（イ）　消耗器材費

（ウ）　建物の使用謝金

（エ）　器物の使用謝金、借上費又は購入費

（オ）　光熱水費

（カ）　仮設便所等の設置費

エ　避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

１人１日当たり　３３０円

オ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ　避難所を開設する期間は、災害発生の日から７日以内（法第２条第２項の規定による救助として供与される避難所にあっては、当該救助を開始した日から別に定める日までの期間）とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(2)　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア　建設型応急住宅

（ア）　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

（イ）　建設型応急住宅の１戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備

工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、５，７１４，０００円以内とする。

（ウ） 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね５０戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、５０戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

（エ） 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

（オ） 建設型応急住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

（カ） 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条第３項又は第４項に規定する期限までの期間とする。

（キ） 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型応急住宅

（ア） 賃貸型応急住宅の１戸あたりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

（イ） 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

（ウ） 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、アの(カ)の期間と同様の期間とする。

２ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、現に炊事のできない者若しくは災害により現に炊事のできない者に対して現物をもって行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

（ア） 主食費

（イ） 副食費

（ウ） 燃料費

（エ） 雑費

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、１人１日当たり１，１６０円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の

借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

ウ　飲料水の供給を実施する期間は、２の(1)のエの炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

ア　被服、寝具及び身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

ア　住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期　間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ　住家の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期　間	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

４　医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

ア　医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

イ　医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

（ア）　診療

（イ）　薬剤又は治療材料の支給

（ウ） 処置、手術その他の治療及び施術

（エ） 施設病院又は診療所への収容

（オ） 看護

ウ　医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から１４日以内とする。

(2) 助産の給付

ア　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ　助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

（ア） 分べんの介助

（イ） 分べん前及び分べん後の処置

（ウ） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額とする。

エ　助産の給付を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。

５　被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

(2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

６　被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けて自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

(3) 住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

ア　イに掲げる世帯以外の世帯にあっては、１世帯当たり５９５，０００円以内とする。

イ　半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあっては、一世帯当たり、３００，０００円

(4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から３月以内（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第２４条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６月以内）に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総

理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

7　生業資金の貸与

(1) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

(3) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

ア　生業費　１件当たり　３０，０００円以内

イ　就職支度費　１件当たり　１５，０００円以内

(4) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から１月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(5) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

ア　貸与期間　２年以内

イ　利子　無利子

8　学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水等により、学用品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(3) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

ア　教科書代

（ア）　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（イ）　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具費及び通学用品費

（ア）　小学校児童にあっては、１人当たり、４，５００円

（イ）　中学校生徒にあっては、１人当たり、４，８００円

（ウ）　高等学校等生徒にあっては、１人当たり、５，２００円

(4)　学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については１月以内、その他については１５日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の

同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

９　死体の捜索及び処理

⑴　死体の捜索

ア　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

イ　死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

ウ　死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から１０日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

(2) 死体の処理

ア　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

イ　死体の処理は、次の事項について行うものとする。

（ア）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（イ）　死体の一時保存

（ウ）　検案

ウ　検案は、原則として救護班が行うものとする。

エ　死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

（ア）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料　１体当たり３，５００円

（イ）　死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、１体当たり５，４００円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、５，４００円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

（ウ）　検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

オ　死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から１０日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

１０　埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア　棺

イ　埋葬又は火葬

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、１体当たり大人２１５，２００円以内、小人（満１２歳に満たない者をいう。）１７２，０００円以内とする。

(4) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

１１　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、

内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

ア　被災者（法第２条第２項の規定による救助者にあっては避難者）の避難に係る支援

イ　医療及び助産

ウ　被災者の救出

エ　飲料水の供給

オ　死体の捜索

カ　死体の処理

キ　救助用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

１２　災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(3) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均額が１３７，９００円以内とする。

(4) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第２（第８条関係）

(1) 令第４条第１号から第４号までに規定する者

法第７条第５項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

<table>
<tr><th>職種</th><th>日当</th><th>超過勤務手当
（１時間当たり）</th><th>費用弁償額</th></tr>
<tr><td>医師
歯科医師</td><td>22,000円</td><td>4,400円</td><td rowspan="4">職員の給与に関する条例（昭和２７年栃木県条例第１号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。</td></tr>
<tr><td>薬剤師
診療放射線技師
臨床検査技師
臨床工学技士
歯科衛生士</td><td>15,900円</td><td>3,180円</td></tr>
<tr><td>保健師
助産師
看護師
准看護師</td><td>15,800円</td><td>3,160円</td></tr>
<tr><td>救急救命士</td><td>14,300円</td><td>2,860円</td></tr>
</table>

土木技術者 建築技術者	15,400円	3,080円	
大工	26,300円	5,260円	
左官	27,000円	5,400円	
とび職	24,700円	4,940円	

(2)　令第４条第５号から第１０号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その１００分の３の額を加算した額以内とする。

別表第３（第１３条関係）

救助事務費

１　救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内の者に限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

(1)　超過勤務手当

(2)　賃金職員等雇上費

(3)　旅費

(4)　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

(5)　使用料及び賃借料

(6)　通信運搬費

(7)　委託費

２　各年度において(1)の救助事務費に移出する費用は、法第２１条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る１の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４３条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の合算額に、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

(1)　３，０００万円以下の部分の金額　１００分の１０

(2)　３，０００万円を超え６，０００万円以下の部分の金額　１００分の９

(3)　６，０００万円を超え１億円以下の部分の金額　１００分の８

(4)　１億円を超え２億円以下の部分の金額　１００分の７

(5)　２億円を超え３億円以下の部分の金額　１００分の６

(6)　３億円を超え５億円以下の部分の金額　１００分の５

(7)　５億円を超える部分の金額　１００分の４

３　２の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第１に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第２に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第９条第２項において準用する法第５条第３項に規定する損失補償に要した費用の額、令第８条第２項に定めるところにより算定した法第１２条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第１９条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第２０条第１項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

３－１２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

令和４年４月１日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり ３３０円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○　建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 6,285,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から２０日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○　借上型仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、供与	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,180円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から１０日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	１　救護班･･･使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ２　病院又は診療所･･･国民健康保険診療報酬の額以内 ３　施術者	災害発生の日から１４日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
		協定料金の額以内		
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	１　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から３ヶ月以内（災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあたっては６カ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生と及び高等学校等生徒	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人あたり次の金額以内 小学校児童　4,700円 中学校生徒　5,000円 高等学校等生徒　5,500円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（１２歳以上） 213,800円以内 小人（１２歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から１０日以内	１　輸送費、人件費は、別途計上 ２　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり 5,400円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から１０日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から１０日以内	
輸送費及び賃金	１　被災者の避難に係る	当該地域における通常の実費	救助の実施が認めら	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
職員等雇上費	支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分		れる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第１０条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第１号に規定する都道府県等をいう）の常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	１　時間外勤務手当 ２　賃金職員等雇上費 ３　旅費 ４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ５　使用料及び賃借料 ６　通信運搬費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条にめる会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ハ　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ニ　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ホ　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ヘ　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ト　５億円を超える部分の金額については100分の４		

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

３－１３　那須郡市医師会医療機関の収容能力一覧表

番号	医療機関名	所在地	電話番号	収容能力	うち重症患者	助産施設の有無
1	那須赤十字病院	大田原市中田原1081-4	0287-23-1122	80	30	有
2	那須中央病院	大田原市下石上1453	0287-29-2121	15	3	
3	室井病院	大田原市末広1-2-5	0287-23-6622	10	－	
4	原眼科医院	大田原市末広1-5-27	0287-24-0011	6	－	
5	藤田医院	大田原市野崎2-7-14	0287-29-0010	4	－	
6	菅間記念病院	那須塩原市大黒町2-5	0287-62-0733	40	10	有
7	黒磯病院	那須塩原市高砂町3-5	0287-62-0961	5	－	
8	那須北病院	那須塩原市野間453-14	0287-62-5500	10	2	
9	福島整形外科病院	那須塩原市弥生町1-10	0287-62-0805	12	2	
10	栃木県医師会 塩原温泉病院	那須塩原市塩原1333	0287-32-4111	10	3	
11	国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口537-3	0287-37-2221	80	30	有
12	見川医院	那須町湯本212	0287-76-2204	4	－	
合　　計			12箇所	276	80	3

３－１４　大田原市被災宅地危険度判定実施要綱

（平成１９年１月３１日告示第４号）

（目的）

第１条　この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成 17 年３月 30 日制定。以下「県要綱」という。）第７条の規定により、大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するための措置を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　宅地　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第１号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長（以下「実施本部長」という。）が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

（２）　宅地判定士　被災宅地危険度判定を実施する者として、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成 17 年３月 30 日制定）に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿に登録した者をいう。

（３）　危険度判定　宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

（４）　危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）　被災した市町の実施する危険度判定活動を支援するため、県災害対策本部県土整備部営繕班（県県土整備部建築課）内に設置する組織をいう。

（５）　被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）　危険度判定の実施に当たり、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行うため県が認定した宅地判定士をいう。

（危険度判定の実施主体）

第３条　本市の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て実施するものとする。

２　県要綱第７条第５項の規定により、県が本市を含む地域を対象として危険度判定を実施するときは、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

（震前対策）

第４条　市長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本市地域防災計画に位置付けるものとする。

２　建設部都市計画課を危険度判定所管課とし、建設部都市計画課長（以下「都市計画課長」という。）は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

３　都市計画課長は、都市計画課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう要請するものとする。

４　都市計画課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

５　都市計画課長は、危険度判定活動に必要な資機材等について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

（危険度判定実施の決定）
第５条　市災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、大田原市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の設置その他の必要な措置を講じるものとする。
２　前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。
（実施本部）
第６条　第５条第１項の規定により危険度判定の実施を決定した場合は、建設部都市計画課に実施本部を設置するものとする。
２　前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。
（１）　実施本部長　建設部長
（２）　副本部長　建設部都市計画課長
（３）　連絡調整班長　建設部都市計画課都市計画係長
（４）　物資調達班長　建設部都市計画課都市施設係長
３　実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
（１）　危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
（２）　現地危険度判定拠点との連絡調整
（３）　危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
（４）　危険度判定実施についての被災地住民への周知
（５）　危険度判定活動の際の現地案内人の確保
（６）　その他の現地での危険度判定活動の補完作業
（危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）
第７条　危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。
２　優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。
（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）
第８条　市災害対策本部長は、危険度判定実施の決定後必要に応じて支援本部に対して支援要請を行うものとする。
２　実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本市職員に危険度判定活動を要請するものとする。
３　危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。
（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）
第９条　本市職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。
２　実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。
（他市町村への応援等）
第10条　市長は、県内外の市町村が被災した場合において、支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
（危険度判定活動時における安全及び補償等）
第11条　実施本部長は、実際の危険度判定活動又は危険度判定の訓練活動において、職員、宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

２　市長は、判定活動に民間の宅地判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定連絡協議会「被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則」（平成 11 年６月３日施行）に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 28 日告示第 36 号）

この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 29 日告示第 63 号）

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 31 日告示第 49 号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年７月 31 日告示第 122 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和５年５月 26 日から適用する。

３－１５　大田原市震災建築物応急危険度判定実施要綱

（平成１９年１月３１日告示第５号）

（目的）

第１条　この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年３月30日制定。以下「県要綱」という。）第４条第１項の規定により、地震により多くの建築物が被災した場合、震災建築物応急危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、震災建築物応急危険度判定を実施することによって、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　危険度判定　余震等による震災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の判定、表示等を行うことをいう。

（２）　建築物判定士　県要綱に基づき登録された者及び他の都道府県で登録された震災建築物応急危険度判定士をいう。

（３）　大田原市震災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）　本市の災害対策本部の下に組織され、危険度判定を実施するために本市の判定所管課に設置される本部をいう。

（４）　震災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）　判定の実施を支援するため、栃木県の判定所管課に設置される本部をいう。

（５）　震災建築物応急危険度判定支援支部（以下「支援支部」という。）　判定の実施を支援するため、支援本部の下に各土木事務所に設置される支部をいう。

（６）　応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）　危険度判定の実施に当たり、市災害対策本部、実施本部、支援本部及び支援支部と建築物判定士との連絡調整並びに建築物判定士に対する指導及び助言に当たる行政職員並びに危険度判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者をいう。

（判定の実施主体）

第３条　本市の実施する危険度判定は、県の支援のもと、建築物判定士の協力を得て実施するものとする。

（震前対策）

第４条　市長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本市地域防災計画に位置付けるものとする。

２　建設部建築住宅課を危険度判定所管課とし、建設部建築住宅課長（以下「建築住宅課長」という。）は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

３　建築住宅課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を建築物判定士として養成するものとする。

４　建築住宅課長は、建築物判定士及び判定コーディネーターの確保に努めるものとする。

５　建築住宅課長は、危険度判定活動に必要な資機材等について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

（危険度判定実施の決定）

第５条　市災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものと

する。
２　市災害対策本部長は、県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）が県要綱第５条第２項の規定により、危険度判定を実施するよう市災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。
３　第１項及び第２項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。
（実施本部）
第６条　第５条第１項又は第２項の規定により危険度判定の実施を決定した場合は、建設部建築住宅課に実施本部を設置するものとする。
２　前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。
（１）　実施本部長　建設部長
（２）　副本部長　建設部建築住宅課長
（３）　連絡調整班長　建設部建築住宅課指導係長
（４）　物資調達班長　建設部建築住宅課審査係長
３　実施本部は危険度判定実施に当たって、支援本部との相互連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合において、実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。
４　実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
（１）　危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
（２）　現地危険度判定拠点との連絡調整
（３）　危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
（４）　危険度判定実施についての被災地住民への周知
（５）　判定活動の際の現地案内人の確保
（６）　その他の現地での危険度判定活動の補完作業
（危険度判定の対象区域、対象建築物の決定等の基準及び手順）
第７条　危険度判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、危険度判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。
２　優先的に危険度判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。
（県への支援要請、建築物判定士等の確保及び危険度判定の実施体制等）
第８条　市災害対策本部長は、危険度判定実施の決定後、必要に応じて支援本部等に対して支援要請を行うものとする。
２　実施本部長は、建築物判定士の資格を有する本市職員に判定活動を要請するものとする。
３　危険度判定業務は、実施本部、建築物判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。
（建築物判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）
第９条　本市職員以外の建築物判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。
２　実施本部長は、必要に応じ建築物判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。
（他市町村への応援等）

第10条　市長は、県内外の市町村が被災した場合において、支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第11条　実施本部長は、実際の危険度判定活動又は危険度判定の訓練活動において、職員、建築物判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

２　市長は、危険度判定活動に民間の建築物判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（平成10年５月11日施行）に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月29日告示第63号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月26日告示第９号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第49号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

３－１６　災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣　旨）
第１条　この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、栃木県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。
（定　義）
第２条　この協定書において「住宅」とは、災害救助法第２３条第１項第１号に規定するところのものをいう。
（所要の手続）
第３条　甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。
（協　力）
第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。
（住宅建設）
第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。
（費用の負担及び支払）
第６条　丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が、負担するものとする。
　２　甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。
（連絡窓口）
第７条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、栃木県土木部住宅課、乙においては、社団法人プレハブ建築協会担当部とする。
（報　告）
第８条　乙は、住宅建設において、協力できる建設能力等の状況を毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。
（会員名簿等の提出）
第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年１回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。
（協　議）
第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。
（摘　要）
第１１条　この協定は、平成８年１１月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年１０月２４日

甲　栃木県宇都宮市塙田１丁目１番２０号
　　栃木県知事
乙　東京都千代田区霞が関３丁目２番６号
　　社団法人　プレハブ建築協会　会長

３－１７　災害ボランティアセンターの概要

「災害ボランティアセンター」とは

災害時にボランティアの活動拠点となるところ。

ボランティアに関する問い合わせの対応、ボランティアの受入、被災者のニーズ把握、ニーズに対するボランティアの需給調整等を行う。

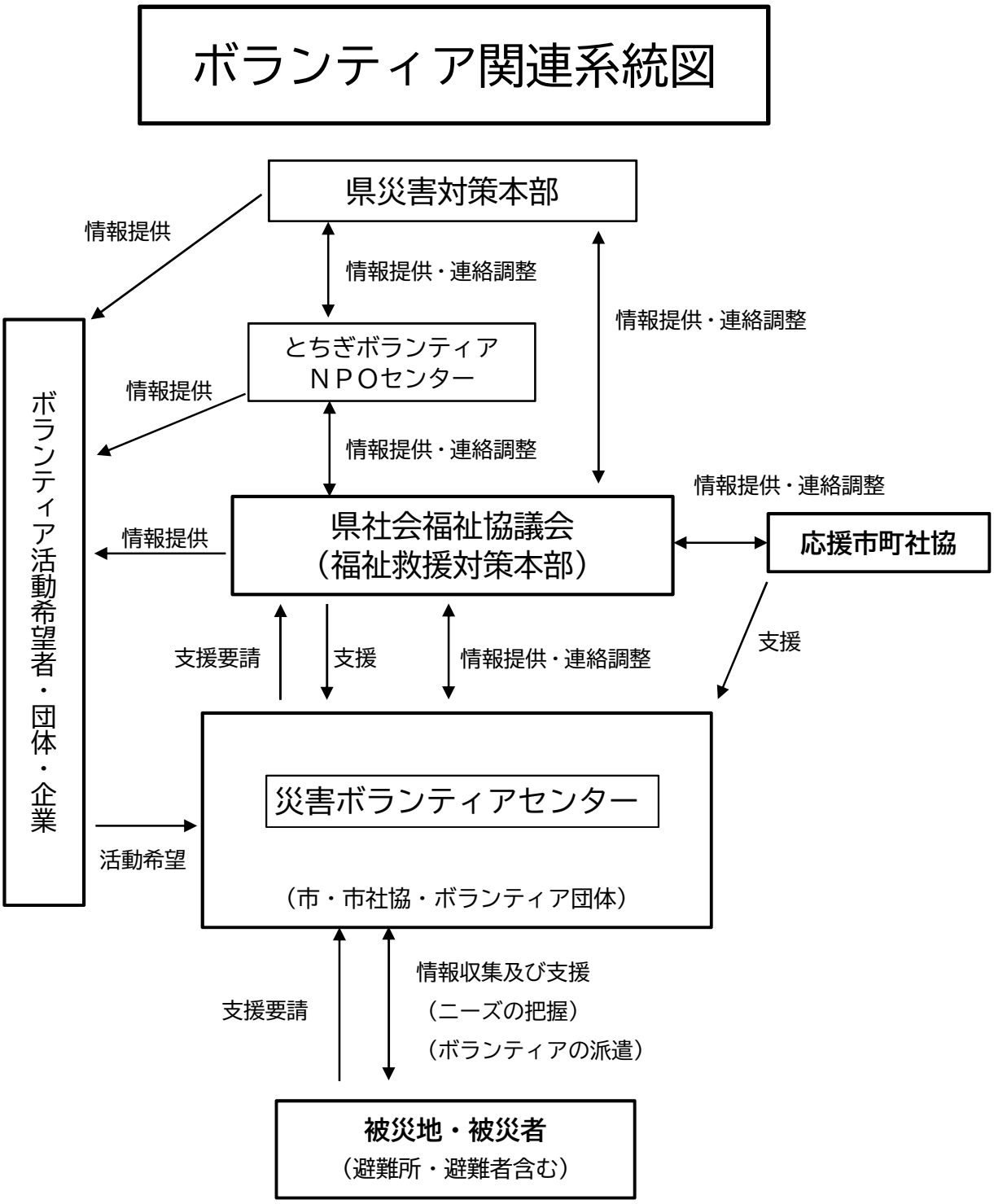

３－１８　大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱

（設置）

第１条　大田原市における災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう大田原市被災者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

⑴　配分対象者に関すること。

⑵　配分基準に関すること。

⑶　配分時期に関すること。

⑷　配分方法に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

⑴　副市長

⑵　大田原市行政組織条例（平成１７年条例第６９号）に規定する部の長、議会事務局長及び教育部長

２　市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げる職員以外の者を委員とすることができる。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、副市長をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

４　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、第２項に規定する副市長以外の副市長がその職務を代行する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、会議で協議し、又は決定した重要な事項について、市長に遅滞なく報告するものとする。

（事務局）

第６条　委員会の事務局を総合政策部危機管理課に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

（大田原市被災者義援金配分委員会設置要領の廃止）

２　大田原市被災者義援金配分委員会設置要領（平成１０年１０月２２日実施）は、廃止する。

附　則（平成２０年３月２８日告示第３６号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年５月２５日告示第６７号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成２２年５月１日から適用する。

附　則（平成２３年３月３１日告示第３０号）
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年３月２８日告示第４５号）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成３０年６月２２日告示第７６号）
この要綱は、告示の日から施行する。
附　則（令和４年７月１日告示第１０３号）
この要綱は、告示の日から施行する。